電気契約種別定義書

つるでん B プラン

九州電力エリア【低圧】

2026 年 11 月 1 日実施

鶴原液化ガス株式会社

目次

1　適用 1
2　実施期日 1
3　本定義書の変更 1
4　定義 1
5　単位および端数処理 1
6　電灯需要 1
7　その他 3
附則 4
別表 5

1　適用

(1) この電気契約種別定義書（以下「本定義書」といいます。）は，当社の電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）にもとづき，お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して，小売電気事業者が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。

(2) 本定義書は，次の地域に適用します。ただし，電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島には適用いたしません。

供給区域	適用地域
九州電力送配電株式会社	福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，宮崎県および鹿児島県

2　実施期日

本定義書は，2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

3　本定義書の変更

(1) 当社は，本定義書を変更する場合には，供給約款 2（本約款等の変更）の定めに準じます。

(2) 当社は，本定義書を廃止することがあります。この場合，当社はあらかじめ，当社ホームページに廃止する旨および廃止日を掲載いたします。

(3) 本定義書の廃止にともなうお客さまへの説明および通知の方法については，供給約款 38（供給契約の変更）(2)の定めに準じます。

4　定義

供給約款 3（定義）に定義される言葉は，本定義書においても同様の意味で使用いたします。

5　単位および端数処理

供給約款 4（単位および端数処理）に定める単位および端数処理は，本定義書においても同様といたします。

6　電灯需要

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ　契約電流が 30 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であること

ロ　1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は，契約電流と契約電力との合計（この場合，10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること

ただし，1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が，技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当該一般送配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえないと当該一般送配電事業者が認めた場合には，交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとなることがあります。

(3) 契約電流

イ　契約電流は，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，原則として，お客さまの申出によって定めます。

ロ　当該一般送配電事業者は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）により，電流を制限いたします。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者は，電流制限器等を取り付けないことがあります。

(4) 料金

料金は，基本料金，電力量料金，別表（燃料費調整）(1)によって算定された燃料費調整額および供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

イ　基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電流 30 アンペア	1,281 円 72 銭
契約電流 40 アンペア	1,708 円 96 銭
契約電流 50 アンペア	2,136 円 20 銭
契約電流 60 アンペア	2,563 円 44 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 21 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 81 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 81 銭

(5) その他

電流制限器等を無断で取り外す行為その他これに類する行為により，電灯または小型機器を使用した場合には，不正利用として取り扱い，供給契約を解約することがあります。この場合，供給約款 33（違約金）に定める違約金をお客さまにお支払いいただきます。

7　その他

(1) 当社は，供給約款 21（日割計算）に準じて日割計算を行い，料金を算定いたします。

(2) その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

附則

1　制度対応項の経過措置

別表（燃料費調整）(4)に定める制度対応項は，2027 年 3 月分の料金に係る計量期間等までは，0 円といたします。なお，2027 年 4 月分の料金に係る計量期間等以降については，燃料費調整単価の内訳として，当社ホームページに掲載いたします。

2　本定義書の実施にともなう切替措置

2026 年 10 月 31 日以前から電気の供給が継続している場合，2026 年 11 月分の料金の算定に適用する料金率は，6（電灯需要）(4)の定めにかかわらず，次のとおりといたします。

(1) 基本料金

契約電流 30 アンペア	915 円 72 銭
契約電流 40 アンペア	1,220 円 96 銭
契約電流 50 アンペア	1,526 円 20 銭
契約電流 60 アンペア	1,831 円 44 銭

(2) 電力量料金

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 28 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 88 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 88 銭

別表

燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

燃料費調整額は，その 1 月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は，(3)の燃料費調整項，(4)の制度対応項，(5)の離島ユニバーサルサービス調整項の合計といたします。なお，燃料費調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(3) 燃料費調整項

イ　燃料費調整項の算定

(ｲ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α，β，γは，次のとおりといたします。

供給区域	α	β	γ
九州電力送配電株式会社	0.0053	0.1861	1.0757

なお，各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は，1 円とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 基準燃料価格

基準燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	基準燃料価格
九州電力送配電株式会社	27,400 円

(ﾊ) 燃料費調整項の算式

燃料費調整項は，次の算式によって算定された値といたします。なお，燃料費調整項の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$燃料費調整項 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) \times \frac{ロの基準単価}{1{,}000}$$

(ニ) 燃料費調整項の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整項は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整項適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整項適用期間は，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整項適用期間
毎年１月１日から３月 31 日までの期間	その年の６月分の料金に係る計量期間等
毎年２月１日から４月 30 日までの期間	その年の７月分の料金に係る計量期間等
毎年３月１日から５月 31 日までの期間	その年の８月分の料金に係る計量期間等
毎年４月１日から６月 30 日までの期間	その年の９月分の料金に係る計量期間等
毎年５月１日から７月 31 日までの期間	その年の 10 月分の料金に係る計量期間等
毎年６月１日から８月 31 日までの期間	その年の 11 月分の料金に係る計量期間等
毎年７月１日から９月 30 日までの期間	その年の 12 月分の料金に係る計量期間等
毎年８月１日から 10 月 31 日までの期間	翌年の１月分の料金に係る計量期間等
毎年９月１日から 11 月 30 日までの期間	翌年の２月分の料金に係る計量期間等
毎年 10 月１日から 12 月 31 日までの期間	翌年の３月分の料金に係る計量期間等
毎年 11 月１日から翌年の１月 31 日までの期間	翌年の４月分の料金に係る計量期間等
毎年 12 月１日から翌年の２月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月 29 日までの期間）	翌年の５月分の料金に係る計量期間等

ロ 基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

供給区域	単位	基準単価
九州電力送配電株式会社	１キロワット時につき	13 銭６厘

(4) 制度対応項

制度対応項は，当社が負担する次の費用を踏まえて，当社が定める値といたします。

イ 電力広域的運営推進機関の定款の定めにより，小売電気事業者に納入が求められる，容量市場（入札の実施により，将来の一定期間における電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力を確実に提供することを約する電気供給事業者を募集するための仕組みをいいます。）における供給力の確保に係る拠出金

ロ エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第５条およびエネルギー源の環境適合利用に関する電気事業者の判断の基準を定める告示に対応するための費用

(5) 離島ユニバーサルサービス調整項

イ　離島ユニバーサルサービス調整項の算定

(ｲ) 離島平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。なお，離島平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α，β，γは，次のとおりといたします。

供給区域	α	β	γ
九州電力送配電株式会社	1.0000	0.0000	0.0000

なお，各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 離島基準燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島基準燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	離島基準燃料価格
九州電力送配電株式会社	79,300 円

(ﾊ) 離島調整上限燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	離島調整上限燃料価格
九州電力送配電株式会社	119,000 円

(ﾆ) 離島ユニバーサルサービス調整項の算式

離島ユニバーサルサービス調整項は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島ユニバーサルサービス調整項の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

a　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整項

$$= (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

b　1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合

離島ユニバーサルサービス調整項

$$= (\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

(ホ) 離島ユニバーサルサービス調整項の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整項は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整項適用期間に使用される電気に適用いたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整項適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月分の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月分の料金に係る計量期間等

ロ　離島基準単価

離島基準単価は，離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

供給区域	単位	離島基準単価
九州電力送配電株式会社	1キロワット時につき	3厘

(6) 燃料費調整単価の公表

当社は，(2)によって算定された燃料費調整単価，(3)によって算定された平均燃料価格および燃料費調整項，(4)によって算定された制度対応項，(5)によって算定された離島平均燃料価格および離島ユニバーサルサービス調整項を，当社ホームページに掲載いたします。

電気契約種別定義書

つるでんハッピー

九州電力エリア【低圧】

2026 年 11 月 1 日実施

鶴原液化ガス株式会社

目次

1　適用 1
2　実施期日 1
3　本定義書の変更 1
4　定義 1
5　単位および端数処理 1
6　電灯需要 1
7　その他 3
附則 4
別表 5

1　適用

(1) この電気契約種別定義書（以下「本定義書」といいます。）は，当社の電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）にもとづき，お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して，小売電気事業者が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。

(2) 本定義書は，次の地域に適用します。ただし，電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島には適用いたしません。

供給区域	適用地域
九州電力送配電株式会社	福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，宮崎県および鹿児島県

2　実施期日

本定義書は，2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

3　本定義書の変更

(1) 当社は，本定義書を変更する場合には，供給約款 2（本約款等の変更）の定めに準じます。

(2) 当社は，本定義書を廃止することがあります。この場合，当社はあらかじめ，当社ホームページに廃止する旨および廃止日を掲載いたします。

(3) 本定義書の廃止にともなうお客さまへの説明および通知の方法については，供給約款 38（供給契約の変更）(2)の定めに準じます。

4　定義

供給約款 3（定義）に定義される言葉は，本定義書においても同様の意味で使用いたします。

5　単位および端数処理

供給約款 4（単位および端数処理）に定める単位および端数処理は，本定義書においても同様といたします。

6　電灯需要

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ　契約電流が 30 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であること

ロ　1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は，契約電流と契約電力との合計（この場合，10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること

ただし，1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が，技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当該一般送配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえないと当該一般送配電事業者が認めた場合には，交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとなることがあります。

(3) 契約電流

イ　契約電流は，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，原則として，お客さまの申出によって定めます。

ロ　当該一般送配電事業者は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）により，電流を制限いたします。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者は，電流制限器等を取り付けないことがあります。

(4) 料金

料金は，基本料金，電力量料金，別表（燃料費調整）(1)によって算定された燃料費調整額および供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

イ　基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電流 30 アンペア	1,281 円 72 銭
契約電流 40 アンペア	1,708 円 96 銭
契約電流 50 アンペア	2,136 円 20 銭
契約電流 60 アンペア	2,563 円 44 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 30 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 90 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 90 銭

(5) その他

電流制限器等を無断で取り外す行為その他これに類する行為により，電灯または小型機器を使用した場合には，不正利用として取り扱い，供給契約を解約することがあります。この場合，供給約款 33（違約金）に定める違約金をお客さまにお支払いいただきます。

7　その他

(1) 当社は，供給約款 21（日割計算）に準じて日割計算を行い，料金を算定いたします。

(2) その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

附則

1　制度対応項の経過措置

別表（燃料費調整）(4)に定める制度対応項は，2027 年 3 月分の料金に係る計量期間等までは，0 円といたします。なお，2027 年 4 月分の料金に係る計量期間等以降については，燃料費調整単価の内訳として，当社ホームページに掲載いたします。

2　本定義書の実施にともなう切替措置

2026 年 10 月 31 日以前から電気の供給が継続している場合，2026 年 11 月分の料金の算定に適用する料金率は，6（電灯需要）(4)の定めにかかわらず，次のとおりといたします。

(1) 基本料金

契約電流 30 アンペア	915 円 72 銭
契約電流 40 アンペア	1,220 円 96 銭
契約電流 50 アンペア	1,526 円 20 銭
契約電流 60 アンペア	1,831 円 44 銭

(2) 電力量料金

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 37 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 97 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 97 銭

別表

燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

燃料費調整額は，その 1 月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は，(3)の燃料費調整項，(4)の制度対応項，(5)の離島ユニバーサルサービス調整項の合計といたします。なお，燃料費調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(3) 燃料費調整項

イ　燃料費調整項の算定

(ｲ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α，β，γは，次のとおりといたします。

供給区域	α	β	γ
九州電力送配電株式会社	0.0053	0.1861	1.0757

なお，各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は，1 円とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 基準燃料価格

基準燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	基準燃料価格
九州電力送配電株式会社	27,400 円

(ﾊ) 燃料費調整項の算式

燃料費調整項は，次の算式によって算定された値といたします。なお，燃料費調整項の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$燃料費調整項 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) \times \frac{ロの基準単価}{1{,}000}$$

(ニ) 燃料費調整項の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整項は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整項適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整項適用期間は，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整項適用期間
毎年１月１日から３月 31 日までの期間	その年の６月分の料金に係る計量期間等
毎年２月１日から４月 30 日までの期間	その年の７月分の料金に係る計量期間等
毎年３月１日から５月 31 日までの期間	その年の８月分の料金に係る計量期間等
毎年４月１日から６月 30 日までの期間	その年の９月分の料金に係る計量期間等
毎年５月１日から７月 31 日までの期間	その年の 10 月分の料金に係る計量期間等
毎年６月１日から８月 31 日までの期間	その年の 11 月分の料金に係る計量期間等
毎年７月１日から９月 30 日までの期間	その年の 12 月分の料金に係る計量期間等
毎年８月１日から 10 月 31 日までの期間	翌年の１月分の料金に係る計量期間等
毎年９月１日から 11 月 30 日までの期間	翌年の２月分の料金に係る計量期間等
毎年 10 月１日から 12 月 31 日までの期間	翌年の３月分の料金に係る計量期間等
毎年 11 月１日から翌年の１月 31 日までの期間	翌年の４月分の料金に係る計量期間等
毎年 12 月１日から翌年の２月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月 29 日までの期間）	翌年の５月分の料金に係る計量期間等

ロ 基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

供給区域	単位	基準単価
九州電力送配電株式会社	１キロワット時につき	13 銭６厘

(4) 制度対応項

制度対応項は，当社が負担する次の費用を踏まえて，当社が定める値といたします。

イ 電力広域的運営推進機関の定款の定めにより，小売電気事業者に納入が求められる，容量市場（入札の実施により，将来の一定期間における電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力を確実に提供することを約する電気供給事業者を募集するための仕組みをいいます。）における供給力の確保に係る拠出金

ロ エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第５条およびエネルギー源の環境適合利用に関する電気事業者の判断の基準を定める告示に対応するための費用

(5) 離島ユニバーサルサービス調整項

イ　離島ユニバーサルサービス調整項の算定

(ｲ) 離島平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。なお，離島平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α，β，γは，次のとおりといたします。

供給区域	α	β	γ
九州電力送配電株式会社	1.0000	0.0000	0.0000

なお，各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 離島基準燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島基準燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	離島基準燃料価格
九州電力送配電株式会社	79,300 円

(ﾊ) 離島調整上限燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	離島調整上限燃料価格
九州電力送配電株式会社	119,000 円

(ﾆ) 離島ユニバーサルサービス調整項の算式

離島ユニバーサルサービス調整項は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島ユニバーサルサービス調整項の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

a　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整項

$$= (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

b　1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合

離島ユニバーサルサービス調整項

$$= (\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

(ホ) 離島ユニバーサルサービス調整項の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整項は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整項適用期間に使用される電気に適用いたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整項適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月分の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月分の料金に係る計量期間等

ロ　離島基準単価

離島基準単価は，離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

供給区域	単位	離島基準単価
九州電力送配電株式会社	1キロワット時につき	3厘

(6) 燃料費調整単価の公表

当社は，(2)によって算定された燃料費調整単価，(3)によって算定された平均燃料価格および燃料費調整項，(4)によって算定された制度対応項，(5)によって算定された離島平均燃料価格および離島ユニバーサルサービス調整項を，当社ホームページに掲載いたします。

電気契約種別定義書

実質再エネハッピー

九州電力エリア【低圧】

2026 年 11 月 1 日実施

鶴原液化ガス株式会社

目次

1　適用 1
2　実施期日 1
3　本定義書の変更 1
4　定義 1
5　単位および端数処理 1
6　環境価値の提供 1
7　電源構成 2
8　電灯需要 2
9　その他 3
附則 4
別表 5

1　適用

(1) この電気契約種別定義書（以下「本定義書」といいます。）は，当社の電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）にもとづき，お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して，小売電気事業者が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。

(2) 本定義書は，次の地域に適用します。ただし，電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島には適用いたしません。

供給区域	適用地域
九州電力送配電株式会社	福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，宮崎県および鹿児島県

2　実施期日

本定義書は，2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

3　本定義書の変更

(1) 当社は，本定義書を変更する場合には，供給約款 2（本約款等の変更）の定めに準じます。

(2) 当社は，本定義書を廃止することがあります。この場合，当社はあらかじめ，当社ホームページに廃止する旨および廃止日を掲載いたします。

(3) 本定義書の廃止にともなうお客さまへの説明および通知の方法については，供給約款 38（供給契約の変更）(2)の定めに準じます。

4　定義

供給約款 3（定義）に定義される言葉は，本定義書においても同様の意味で使用いたします。また，次の言葉は，本定義書においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 環境価値

お客さまが使用される電気の二酸化炭素排出量を零とする価値をいいます。

(2) 非化石証書

再生可能エネルギーその他の非化石電源に由来する環境価値を証書化したものをいいます。

5　単位および端数処理

供給約款 4（単位および端数処理）に定める単位および端数処理は，本定義書においても同様といたします。

6　環境価値の提供

当社は，供給約款 19（使用電力量の算定）(1)にもとづくお客さまの使用電力量に応じて，再生可能エネルギー由来の非化石証書が有する環境価値を付加することにより，当該電気の二酸化炭素排出量を零といたします。

7　電源構成

当社は，供給する電気の電源構成および非化石証書の使用状況を，当社ホームページに掲載する方法によりお客さまにお知らせいたします。

8　電灯需要

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ　契約電流が 30 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であること

ロ　1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は，契約電流と契約電力との合計（この場合，10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること

ただし，1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が，技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当該一般送配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえないと当該一般送配電事業者が認めた場合には，交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとなることがあります。

(3) 契約電流

イ　契約電流は，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，原則として，お客さまの申出によって定めます。

ロ　当該一般送配電事業者は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）により，電流を制限いたします。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者は，電流制限器等を取り付けないことがあります。

(4) 料金

料金は，基本料金，電力量料金，別表（燃料費調整）(1)によって算定された燃料費調整額および供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

イ　基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電流 30 アンペア	1,281 円 72 銭
契約電流 40 アンペア	1,708 円 96 銭
契約電流 50 アンペア	2,136 円 20 銭
契約電流 60 アンペア	2,563 円 44 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19 円 80 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 40 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 40 銭

(5) その他

電流制限器等を無断で取り外す行為その他これに類する行為により，電灯または小型機器を使用した場合には，不正利用として取り扱い，供給契約を解約することがあります。この場合，供給約款 33（違約金）に定める違約金をお客さまにお支払いいただきます。

9　その他

(1) 当社は，供給約款 21（日割計算）に準じて日割計算を行い，料金を算定いたします。

(2) その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします

附則

1　制度対応項の経過措置

別表（燃料費調整）(4)に定める制度対応項は，2027 年 3 月分の料金に係る計量期間等までは，0 円といたします。なお，2027 年 4 月分の料金に係る計量期間等以降については，燃料費調整単価の内訳として，当社ホームページに掲載いたします。

2　本定義書の実施にともなう切替措置

2026 年 10 月 31 日以前から電気の供給が継続している場合，2026 年 11 月分の料金の算定に適用する料金率は，8（電灯需要）(4)の定めにかかわらず，次のとおりといたします。

(1) 基本料金

契約電流 30 アンペア	915 円 72 銭
契約電流 40 アンペア	1,220 円 96 銭
契約電流 50 アンペア	1,526 円 20 銭
契約電流 60 アンペア	1,831 円 44 銭

(2) 電力量料金

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19 円 87 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 47 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 47 銭

別表

燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

燃料費調整額は，その 1 月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は，(3)の燃料費調整項，(4)の制度対応項，(5)の離島ユニバーサルサービス調整項の合計といたします。なお，燃料費調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(3) 燃料費調整項

イ　燃料費調整項の算定

(ｲ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α，β，γは，次のとおりといたします。

供給区域	α	β	γ
九州電力送配電株式会社	0.0053	0.1861	1.0757

なお，各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は，1 円とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 基準燃料価格

基準燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	基準燃料価格
九州電力送配電株式会社	27,400 円

(ﾊ) 燃料費調整項の算式

燃料費調整項は，次の算式によって算定された値といたします。なお，燃料費調整項の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$燃料費調整項 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) \times \frac{ロの基準単価}{1{,}000}$$

(ニ) 燃料費調整項の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整項は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整項適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整項適用期間は，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整項適用期間
毎年１月１日から３月 31 日までの期間	その年の６月分の料金に係る計量期間等
毎年２月１日から４月 30 日までの期間	その年の７月分の料金に係る計量期間等
毎年３月１日から５月 31 日までの期間	その年の８月分の料金に係る計量期間等
毎年４月１日から６月 30 日までの期間	その年の９月分の料金に係る計量期間等
毎年５月１日から７月 31 日までの期間	その年の 10 月分の料金に係る計量期間等
毎年６月１日から８月 31 日までの期間	その年の 11 月分の料金に係る計量期間等
毎年７月１日から９月 30 日までの期間	その年の 12 月分の料金に係る計量期間等
毎年８月１日から 10 月 31 日までの期間	翌年の１月分の料金に係る計量期間等
毎年９月１日から 11 月 30 日までの期間	翌年の２月分の料金に係る計量期間等
毎年 10 月１日から 12 月 31 日までの期間	翌年の３月分の料金に係る計量期間等
毎年 11 月１日から翌年の１月 31 日までの期間	翌年の４月分の料金に係る計量期間等
毎年 12 月１日から翌年の２月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月 29 日までの期間）	翌年の５月分の料金に係る計量期間等

ロ 基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

供給区域	単位	基準単価
九州電力送配電株式会社	１キロワット時につき	13 銭６厘

(4) 制度対応項

制度対応項は，当社が負担する次の費用を踏まえて，当社が定める値といたします。

イ 電力広域的運営推進機関の定款の定めにより，小売電気事業者に納入が求められる，容量市場（入札の実施により，将来の一定期間における電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力を確実に提供することを約する電気供給事業者を募集するための仕組みをいいます。）における供給力の確保に係る拠出金

ロ エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第５条およびエネルギー源の環境適合利用に関する電気事業者の判断の基準を定める告示に対応するための費用

(5) 離島ユニバーサルサービス調整項

イ　離島ユニバーサルサービス調整項の算定

(ｲ) 離島平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。なお，離島平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α，β，γは，次のとおりといたします。

供給区域	α	β	γ
九州電力送配電株式会社	1.0000	0.0000	0.0000

なお，各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 離島基準燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島基準燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	離島基準燃料価格
九州電力送配電株式会社	79,300 円

(ﾊ) 離島調整上限燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	離島調整上限燃料価格
九州電力送配電株式会社	119,000 円

(ﾆ) 離島ユニバーサルサービス調整項の算式

離島ユニバーサルサービス調整項は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島ユニバーサルサービス調整項の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

a　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整項

$$= (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

b　1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合

離島ユニバーサルサービス調整項

$$= (\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

(ホ) 離島ユニバーサルサービス調整項の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整項は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整項適用期間に使用される電気に適用いたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整項適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月分の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月分の料金に係る計量期間等

ロ　離島基準単価

離島基準単価は，離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

供給区域	単位	離島基準単価
九州電力送配電株式会社	1キロワット時につき	3厘

(6) 燃料費調整単価の公表

当社は，(2)によって算定された燃料費調整単価，(3)によって算定された平均燃料価格および燃料費調整項，(4)によって算定された制度対応項，(5)によって算定された離島平均燃料価格および離島ユニバーサルサービス調整項を，当社ホームページに掲載いたします。

電気契約種別定義書

食べとくエコハッピー

九州電力エリア【低圧】

2026 年 11 月 1 日実施

鶴原液化ガス株式会社

目次

1　適用 1
2　実施期日 1
3　本定義書の変更 1
4　定義 1
5　単位および端数処理 2
6　食べとくエコサービスの利用 2
7　電灯需要 2
8　その他 3
附則4
別表5

1　適用

(1) この電気契約種別定義書（以下「本定義書」といいます。）は，当社の電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）にもとづき，お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して，小売電気事業者が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。

(2) 本定義書は，次の地域に適用します。ただし，電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島には適用いたしません。

供給区域	適用地域
九州電力送配電株式会社	福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，宮崎県および鹿児島県

(3) 次のいずれかに該当するお客さまについては，本定義書を適用いたしません。

イ　食べとくエコサービスを利用できる電気契約種別から，食べとくエコサービスを利用できない電気契約種別に変更した日から 1 年を経過していないお客さま

ロ　同一需要場所において供給契約を解約した後に再度供給契約を申し込む場合であって，当該解約の日から 1 年を経過していないお客さま

2　実施期日

本定義書は，2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

3　本定義書の変更

(1) 当社は，本定義書を変更する場合には，供給約款 2（本約款等の変更）の定めに準じます。

(2) 当社は，本定義書を廃止することがあります。この場合，当社はあらかじめ，当社ホームページに廃止する旨および廃止日を掲載いたします。

(3) 本定義書の廃止にともなうお客さまへの説明および通知の方法については，供給約款 38（供給契約の変更）(2)の定めに準じます。

4　定義

供給約款 3（定義）に定義される言葉は，本定義書においても同様の意味で使用いたします。また，次の言葉は，本定義書においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 食べとくエコサービス

お客さまが毎月の電気料金を支払うことにより，当社が定期的に食べとくエコ BOX または食べとくエコ非常食 BOX を配送するサービスをいいます。なお，サービス内容の詳細は，食べとくエコサービス利用規約に定めます。

(2) 食べとくエコ BOX

品質に問題がないにもかかわらず，賞味期限の接近，パッケージ変更その他の理由により廃棄される食品を詰め合わせたものをいいます。

(3) 食べとくエコ非常食 BOX

非常時に備えて保管される食品を詰め合わせたものをいいます。

5　単位および端数処理

供給約款４（単位および端数処理）に定める単位および端数処理は，本定義書においても同様といたします。

6　食べとくエコサービスの利用

本定義書に定める電気契約種別が適用される期間において，お客さまは，食べとくエコサービスを利用できます。

7　電灯需要

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ　契約電流が 30 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であること

ロ　1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は，契約電流と契約電力との合計（この場合，10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること

ただし，1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が，技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当該一般送配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえないと当該一般送配電事業者が認めた場合には，交流単相２線式標準電圧 200 ボルトまたは交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとなることがあります。

(3) 契約電流

イ　契約電流は，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，原則として，お客さまの申出によって定めます。

ロ　当該一般送配電事業者は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）により，電流を制限いたします。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者は，電流制限器等を取り付けないことがあります。

(4) 料金

料金は，基本料金，電力量料金，別表（燃料費調整）(1)によって算定された燃料費調整額および供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

イ　基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。

契約電流 30 アンペア	2,241 円 72 銭
契約電流 40 アンペア	2,668 円 96 銭
契約電流 50 アンペア	3,096 円 20 銭
契約電流 60 アンペア	3,523 円 44 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 30 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 90 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 90 銭

(5) その他

電流制限器等を無断で取り外す行為その他これに類する行為により，電灯または小型機器を使用した場合には，不正利用として取り扱い，供給契約を解約することがあります。この場合，供給約款 33（違約金）に定める違約金をお客さまにお支払いいただきます。

8　その他

(1) 当社は，供給約款 20（料金の算定）(1)イまたはロの場合も，供給約款 21（日割計算）にかかわらず，日割計算をいたしません。

(2) その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

附則

1　制度対応項の経過措置

別表（燃料費調整）(4)に定める制度対応項は，2027 年 3 月分の料金に係る計量期間等までは，0 円といたします。なお，2027 年 4 月分の料金に係る計量期間等以降については，燃料費調整単価の内訳として，当社ホームページに掲載いたします。

2　本定義書の実施にともなう切替措置

2026 年 10 月 31 日以前から電気の供給が継続している場合，2026 年 11 月分の料金の算定に適用する料金率は，7（電灯需要）(4)の定めにかかわらず，次のとおりといたします。

(1) 基本料金

契約電流 30 アンペア	1,875 円 72 銭
契約電流 40 アンペア	2,180 円 96 銭
契約電流 50 アンペア	2,486 円 20 銭
契約電流 60 アンペア	2,791 円 44 銭

(2) 電力量料金

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 37 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 97 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 97 銭

別表

燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

燃料費調整額は，その 1 月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は，(3)の燃料費調整項，(4)の制度対応項，(5)の離島ユニバーサルサービス調整項の合計といたします。なお，燃料費調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(3) 燃料費調整項

イ　燃料費調整項の算定

(ｲ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α，β，γは，次のとおりといたします。

供給区域	α	β	γ
九州電力送配電株式会社	0.0053	0.1861	1.0757

なお，各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は，1 円とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 基準燃料価格

基準燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	基準燃料価格
九州電力送配電株式会社	27,400 円

(ﾊ) 燃料費調整項の算式

燃料費調整項は，次の算式によって算定された値といたします。なお，燃料費調整項の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$燃料費調整項 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) \times \frac{ロの基準単価}{1{,}000}$$

(ニ) 燃料費調整項の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整項は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整項適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整項適用期間は，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整項適用期間
毎年１月１日から３月 31 日までの期間	その年の６月分の料金に係る計量期間等
毎年２月１日から４月 30 日までの期間	その年の７月分の料金に係る計量期間等
毎年３月１日から５月 31 日までの期間	その年の８月分の料金に係る計量期間等
毎年４月１日から６月 30 日までの期間	その年の９月分の料金に係る計量期間等
毎年５月１日から７月 31 日までの期間	その年の 10 月分の料金に係る計量期間等
毎年６月１日から８月 31 日までの期間	その年の 11 月分の料金に係る計量期間等
毎年７月１日から９月 30 日までの期間	その年の 12 月分の料金に係る計量期間等
毎年８月１日から 10 月 31 日までの期間	翌年の１月分の料金に係る計量期間等
毎年９月１日から 11 月 30 日までの期間	翌年の２月分の料金に係る計量期間等
毎年 10 月１日から 12 月 31 日までの期間	翌年の３月分の料金に係る計量期間等
毎年 11 月１日から翌年の１月 31 日までの期間	翌年の４月分の料金に係る計量期間等
毎年 12 月１日から翌年の２月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月 29 日までの期間）	翌年の５月分の料金に係る計量期間等

ロ 基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

供給区域	単位	基準単価
九州電力送配電株式会社	１キロワット時につき	13 銭６厘

(4) 制度対応項

制度対応項は，当社が負担する次の費用を踏まえて，当社が定める値といたします。

イ 電力広域的運営推進機関の定款の定めにより，小売電気事業者に納入が求められる，容量市場（入札の実施により，将来の一定期間における電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力を確実に提供することを約する電気供給事業者を募集するための仕組みをいいます。）における供給力の確保に係る拠出金

ロ エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第５条およびエネルギー源の環境適合利用に関する電気事業者の判断の基準を定める告示に対応するための費用

(5) 離島ユニバーサルサービス調整項

イ　離島ユニバーサルサービス調整項の算定

(ｲ) 離島平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。なお，離島平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α，β，γは，次のとおりといたします。

供給区域	α	β	γ
九州電力送配電株式会社	1.0000	0.0000	0.0000

なお，各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 離島基準燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島基準燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	離島基準燃料価格
九州電力送配電株式会社	79,300 円

(ﾊ) 離島調整上限燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	離島調整上限燃料価格
九州電力送配電株式会社	119,000 円

(ﾆ) 離島ユニバーサルサービス調整項の算式

離島ユニバーサルサービス調整項は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島ユニバーサルサービス調整項の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

a　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整項

$$= (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

b　1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合

離島ユニバーサルサービス調整項

$$= (\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

(ホ) 離島ユニバーサルサービス調整項の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整項は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整項適用期間に使用される電気に適用いたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整項適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月分の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月分の料金に係る計量期間等

ロ　離島基準単価

離島基準単価は，離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

供給区域	単位	離島基準単価
九州電力送配電株式会社	1キロワット時につき	3厘

(6) 燃料費調整単価の公表

当社は，(2)によって算定された燃料費調整単価，(3)によって算定された平均燃料価格および燃料費調整項，(4)によって算定された制度対応項，(5)によって算定された離島平均燃料価格および離島ユニバーサルサービス調整項を，当社ホームページに掲載いたします。

電気契約種別定義書

実質再エネ食べとくエコハッピー

九州電力エリア【低圧】

2026 年 11 月 1 日実施

鶴原液化ガス株式会社

目次

1　適用 1
2　実施期日 1
3　本定義書の変更 1
4　定義 1
5　単位および端数処理 2
6　食べとくエコサービスの利用 2
7　環境価値の提供 2
8　電源構成 2
9　電灯需要 2
10　その他 3
附則 4
別表 5

1　適用

(1) この電気契約種別定義書（以下「本定義書」といいます。）は，当社の電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）にもとづき，お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して，小売電気事業者が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。

(2) 本定義書は，次の地域に適用します。ただし，電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島には適用いたしません。

供給区域	適用地域
九州電力送配電株式会社	福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，宮崎県および鹿児島県

(3) 次のいずれかに該当するお客さまについては，本定義書を適用いたしません。

イ　食べとくエコサービスを利用できる電気契約種別から，食べとくエコサービスを利用できない電気契約種別に変更した日から 1 年を経過していないお客さま

ロ　同一需要場所において供給契約を解約した後に再度供給契約を申し込む場合であって，当該解約の日から 1 年を経過していないお客さま

2　実施期日

本定義書は，2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

3　本定義書の変更

(1) 当社は，本定義書を変更する場合には，供給約款 2（本約款等の変更）の定めに準じます。

(2) 当社は，本定義書を廃止することがあります。この場合，当社はあらかじめ，当社ホームページに廃止する旨および廃止日を掲載いたします。

(3) 本定義書の廃止にともなうお客さまへの説明および通知の方法については，供給約款 38（供給契約の変更）(2)の定めに準じます。

4　定義

供給約款 3（定義）に定義される言葉は，本定義書においても同様の意味で使用いたします。また，次の言葉は，本定義書においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 環境価値

お客さまが使用される電気の二酸化炭素排出量を零とする価値をいいます。

(2) 非化石証書

再生可能エネルギーその他の非化石電源に由来する環境価値を証書化したものをいいます。

(3) 食べとくエコサービス

お客さまが毎月の電気料金を支払うことにより，当社が定期的に食べとくエコ BOX または食べとくエコ非常食 BOX を配送するサービスをいいます。なお，サービス内容の詳細は，食べとくエコサービス利用規約に定めます。

(4) 食べとくエコ BOX

品質に問題がないにもかかわらず，賞味期限の接近，パッケージ変更その他の理由により廃棄される食品を詰め合わせたものをいいます。

(5) 食べとくエコ非常食 BOX

非常時に備えて保管される食品を詰め合わせたものをいいます。

5　単位および端数処理

供給約款４（単位および端数処理）に定める単位および端数処理は，本定義書においても同様といたします。

6　食べとくエコサービスの利用

本定義書に定める電気契約種別が適用される期間において，お客さまは，食べとくエコサービスを利用できます。

7　環境価値の提供

当社は，供給約款 19（使用電力量の算定）(1)にもとづくお客さまの使用電力量に応じて，再生可能エネルギー由来の非化石証書が有する環境価値を付加することにより，当該電気の二酸化炭素排出量を零といたします。

8　電源構成

当社は，供給する電気の電源構成および非化石証書の使用状況を，当社ホームページに掲載する方法によりお客さまにお知らせいたします。

9　電灯需要

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ　契約電流が 30 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であること

ロ　1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は，契約電流と契約電力との合計（この場合，10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること

ただし，1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が，技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当該一般送配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえないと当該一般送配電事業者が認めた場合には，交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとなることがあります。

(3) 契約電流

イ　契約電流は，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，原則として，お客さまの申出によって定めます。

ロ　当該一般送配電事業者は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）により，電流を制限いたします。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者は，電流制限器等を取り付けないことがあります。

(4) 料金

料金は，基本料金，電力量料金，別表（燃料費調整）(1)によって算定された燃料費調整額および供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

イ　基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。

契約電流 30 アンペア	2,131 円 72 銭
契約電流 40 アンペア	2,558 円 96 銭
契約電流 50 アンペア	2,986 円 20 銭
契約電流 60 アンペア	3,413 円 44 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19 円 80 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 40 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 40 銭

(5) その他

電流制限器等を無断で取り外す行為その他これに類する行為により，電灯または小型機器を使用した場合には，不正利用として取り扱い，供給契約を解約することがあります。この場合，供給約款 33（違約金）に定める違約金をお客さまにお支払いいただきます。

10　その他

(1) 当社は，供給約款 20（料金の算定）(1)イまたはロの場合も，供給約款 21（日割計算）にかかわらず，日割計算をいたしません。

(2) その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

附則

1　制度対応項の経過措置

別表（燃料費調整）(4)に定める制度対応項は，2027 年 3 月分の料金に係る計量期間等までは，0 円といたします。なお，2027 年 4 月分の料金に係る計量期間等以降については，燃料費調整単価の内訳として，当社ホームページに掲載いたします。

2　本定義書の実施にともなう切替措置

2026 年 10 月 31 日以前から電気の供給が継続している場合，2026 年 11 月分の料金の算定に適用する料金率は，9（電灯需要）(4)の定めにかかわらず，次のとおりといたします。

(1) 基本料金

契約電流 30 アンペア	1,765 円 72 銭
契約電流 40 アンペア	2,070 円 96 銭
契約電流 50 アンペア	2,376 円 20 銭
契約電流 60 アンペア	2,681 円 44 銭

(2) 電力量料金

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19 円 87 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 47 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 47 銭

別表

燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

燃料費調整額は，その 1 月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は，(3)の燃料費調整項，(4)の制度対応項，(5)の離島ユニバーサルサービス調整項の合計といたします。なお，燃料費調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(3) 燃料費調整項

イ　燃料費調整項の算定

(ｲ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α，β，γは，次のとおりといたします。

供給区域	α	β	γ
九州電力送配電株式会社	0.0053	0.1861	1.0757

なお，各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は，1 円とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 基準燃料価格

基準燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	基準燃料価格
九州電力送配電株式会社	27,400 円

(ﾊ) 燃料費調整項の算式

燃料費調整項は，次の算式によって算定された値といたします。なお，燃料費調整項の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$燃料費調整項 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) \times \frac{ロの基準単価}{1{,}000}$$

(ニ) 燃料費調整項の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整項は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整項適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整項適用期間は，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整項適用期間
毎年１月１日から３月 31 日までの期間	その年の６月分の料金に係る計量期間等
毎年２月１日から４月 30 日までの期間	その年の７月分の料金に係る計量期間等
毎年３月１日から５月 31 日までの期間	その年の８月分の料金に係る計量期間等
毎年４月１日から６月 30 日までの期間	その年の９月分の料金に係る計量期間等
毎年５月１日から７月 31 日までの期間	その年の 10 月分の料金に係る計量期間等
毎年６月１日から８月 31 日までの期間	その年の 11 月分の料金に係る計量期間等
毎年７月１日から９月 30 日までの期間	その年の 12 月分の料金に係る計量期間等
毎年８月１日から 10 月 31 日までの期間	翌年の１月分の料金に係る計量期間等
毎年９月１日から 11 月 30 日までの期間	翌年の２月分の料金に係る計量期間等
毎年 10 月１日から 12 月 31 日までの期間	翌年の３月分の料金に係る計量期間等
毎年 11 月１日から翌年の１月 31 日までの期間	翌年の４月分の料金に係る計量期間等
毎年 12 月１日から翌年の２月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月 29 日までの期間）	翌年の５月分の料金に係る計量期間等

ロ 基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

供給区域	単位	基準単価
九州電力送配電株式会社	１キロワット時につき	13 銭６厘

(4) 制度対応項

制度対応項は，当社が負担する次の費用を踏まえて，当社が定める値といたします。

イ 電力広域的運営推進機関の定款の定めにより，小売電気事業者に納入が求められる，容量市場（入札の実施により，将来の一定期間における電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力を確実に提供することを約する電気供給事業者を募集するための仕組みをいいます。）における供給力の確保に係る拠出金

ロ エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第５条およびエネルギー源の環境適合利用に関する電気事業者の判断の基準を定める告示に対応するための費用

(5) 離島ユニバーサルサービス調整項

イ　離島ユニバーサルサービス調整項の算定

(ｲ) 離島平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。なお，離島平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α，β，γは，次のとおりといたします。

供給区域	α	β	γ
九州電力送配電株式会社	1.0000	0.0000	0.0000

なお，各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 離島基準燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島基準燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	離島基準燃料価格
九州電力送配電株式会社	79,300 円

(ﾊ) 離島調整上限燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	離島調整上限燃料価格
九州電力送配電株式会社	119,000 円

(ﾆ) 離島ユニバーサルサービス調整項の算式

離島ユニバーサルサービス調整項は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島ユニバーサルサービス調整項の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

a　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整項

$$= (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

b　1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合

離島ユニバーサルサービス調整項

$$= (\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

(ホ) 離島ユニバーサルサービス調整項の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整項は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整項適用期間に使用される電気に適用いたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整項適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月分の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月分の料金に係る計量期間等

ロ　離島基準単価

離島基準単価は，離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

供給区域	単位	離島基準単価
九州電力送配電株式会社	1キロワット時につき	3厘

(6) 燃料費調整単価の公表

当社は，(2)によって算定された燃料費調整単価，(3)によって算定された平均燃料価格および燃料費調整項，(4)によって算定された制度対応項，(5)によって算定された離島平均燃料価格および離島ユニバーサルサービス調整項を，当社ホームページに掲載いたします。

電気契約種別定義書

つるでんバリュー

九州電力エリア【低圧】

2026 年 11 月 1 日実施

鶴原液化ガス株式会社

目次

1　適用 1
2　実施期日 1
3　本定義書の変更 1
4　定義 1
5　単位および端数処理 1
6　電灯需要 1
7　その他 3
附則 4
別表 5

1　適用

(1) この電気契約種別定義書（以下「本定義書」といいます。）は，当社の電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）にもとづき，お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して，小売電気事業者が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。

(2) 本定義書は，次の地域に適用します。ただし，電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島には適用いたしません。

供給区域	適用地域
九州電力送配電株式会社	福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，宮崎県および鹿児島県

2　実施期日

本定義書は，2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

3　本定義書の変更

(1) 当社は，本定義書を変更する場合には，供給約款 2（本約款等の変更）の定めに準じます。

(2) 当社は，本定義書を廃止することがあります。この場合，当社はあらかじめ，当社ホームページに廃止する旨および廃止日を掲載いたします。

(3) 本定義書の廃止にともなうお客さまへの説明および通知の方法については，供給約款 38（供給契約の変更）(2)の定めに準じます。

4　定義

供給約款 3（定義）に定義される言葉は，本定義書においても同様の意味で使用いたします。

5　単位および端数処理

供給約款 4（単位および端数処理）に定める単位および端数処理は，本定義書においても同様といたします。

6　電灯需要

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ　契約電流が 30 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であること

ロ　1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は，契約電流と契約電力との合計（この場合，10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること

ただし，1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が，技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当該一般送配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえないと当該一般送配電事業者が認めた場合には，交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとなることがあります。

(3) 契約電流

イ　契約電流は，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，原則として，お客さまの申出によって定めます。

ロ　当該一般送配電事業者は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）により，電流を制限いたします。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者は，電流制限器等を取り付けないことがあります。

(4) 料金

料金は，基本料金，電力量料金，別表（燃料費調整）(1)によって算定された燃料費調整額および供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

イ　基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電流 30 アンペア	1,281 円 72 銭
契約電流 40 アンペア	1,708 円 96 銭
契約電流 50 アンペア	2,136 円 20 銭
契約電流 60 アンペア	2,563 円 44 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 66 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25 円 06 銭

(5) その他

電流制限器等を無断で取り外す行為その他これに類する行為により，電灯または小型機器を使用した場合には，不正利用として取り扱い，供給契約を解約することがあります。この場合，供給約款 33（違約金）に定める違約金をお客さまにお支払いいただきます。

7　その他

(1) 当社は，供給約款 21（日割計算）に準じて日割計算を行い，料金を算定いたします。

(2) その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

附則

1　制度対応項の経過措置

別表（燃料費調整）(4)に定める制度対応項は，2027 年 3 月分の料金に係る計量期間等までは，0 円といたします。なお，2027 年 4 月分の料金に係る計量期間等以降については，燃料費調整単価の内訳として，当社ホームページに掲載いたします。

2　本定義書の実施にともなう切替措置

2026 年 10 月 31 日以前から電気の供給が継続している場合，2026 年 11 月分の料金の算定に適用する料金率は，6（電灯需要）(4)の定めにかかわらず，次のとおりといたします。

(1) 基本料金

契約電流 30 アンペア	915 円 72 銭
契約電流 40 アンペア	1,220 円 96 銭
契約電流 50 アンペア	1,526 円 20 銭
契約電流 60 アンペア	1,831 円 44 銭

(2) 電力量料金

最初の 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 73 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25 円 13 銭

別表

燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

燃料費調整額は，その 1 月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は，(3)の燃料費調整項，(4)の制度対応項，(5)の離島ユニバーサルサービス調整項の合計といたします。なお，燃料費調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(3) 燃料費調整項

イ　燃料費調整項の算定

(ｲ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α，β，γは，次のとおりといたします。

供給区域	α	β	γ
九州電力送配電株式会社	0.0053	0.1861	1.0757

なお，各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は，1 円とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 基準燃料価格

基準燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	基準燃料価格
九州電力送配電株式会社	27,400 円

(ﾊ) 燃料費調整項の算式

燃料費調整項は，次の算式によって算定された値といたします。なお，燃料費調整項の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$燃料費調整項 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) \times \frac{ロの基準単価}{1{,}000}$$

(ニ) 燃料費調整項の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整項は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整項適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整項適用期間は，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整項適用期間
毎年１月１日から３月 31 日までの期間	その年の６月分の料金に係る計量期間等
毎年２月１日から４月 30 日までの期間	その年の７月分の料金に係る計量期間等
毎年３月１日から５月 31 日までの期間	その年の８月分の料金に係る計量期間等
毎年４月１日から６月 30 日までの期間	その年の９月分の料金に係る計量期間等
毎年５月１日から７月 31 日までの期間	その年の 10 月分の料金に係る計量期間等
毎年６月１日から８月 31 日までの期間	その年の 11 月分の料金に係る計量期間等
毎年７月１日から９月 30 日までの期間	その年の 12 月分の料金に係る計量期間等
毎年８月１日から 10 月 31 日までの期間	翌年の１月分の料金に係る計量期間等
毎年９月１日から 11 月 30 日までの期間	翌年の２月分の料金に係る計量期間等
毎年 10 月１日から 12 月 31 日までの期間	翌年の３月分の料金に係る計量期間等
毎年 11 月１日から翌年の１月 31 日までの期間	翌年の４月分の料金に係る計量期間等
毎年 12 月１日から翌年の２月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月 29 日までの期間）	翌年の５月分の料金に係る計量期間等

ロ 基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

供給区域	単位	基準単価
九州電力送配電株式会社	１キロワット時につき	13 銭６厘

(4) 制度対応項

制度対応項は，当社が負担する次の費用を踏まえて，当社が定める値といたします。

イ 電力広域的運営推進機関の定款の定めにより，小売電気事業者に納入が求められる，容量市場（入札の実施により，将来の一定期間における電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力を確実に提供することを約する電気供給事業者を募集するための仕組みをいいます。）における供給力の確保に係る拠出金

ロ エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第５条およびエネルギー源の環境適合利用に関する電気事業者の判断の基準を定める告示に対応するための費用

(5) 離島ユニバーサルサービス調整項

イ　離島ユニバーサルサービス調整項の算定

(ｲ) 離島平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。なお，離島平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α，β，γは，次のとおりといたします。

供給区域	α	β	γ
九州電力送配電株式会社	1.0000	0.0000	0.0000

なお，各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 離島基準燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島基準燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	離島基準燃料価格
九州電力送配電株式会社	79,300 円

(ﾊ) 離島調整上限燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	離島調整上限燃料価格
九州電力送配電株式会社	119,000 円

(ﾆ) 離島ユニバーサルサービス調整項の算式

離島ユニバーサルサービス調整項は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島ユニバーサルサービス調整項の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

a　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整項

$$= (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

b　1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合

離島ユニバーサルサービス調整項

$$= (\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

(ホ) 離島ユニバーサルサービス調整項の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整項は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整項適用期間に使用される電気に適用いたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整項適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月分の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月分の料金に係る計量期間等

ロ　離島基準単価

離島基準単価は，離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

供給区域	単位	離島基準単価
九州電力送配電株式会社	1キロワット時につき	3厘

(6) 燃料費調整単価の公表

当社は，(2)によって算定された燃料費調整単価，(3)によって算定された平均燃料価格および燃料費調整項，(4)によって算定された制度対応項，(5)によって算定された離島平均燃料価格および離島ユニバーサルサービス調整項を，当社ホームページに掲載いたします。

電気契約種別定義書

実質再エネバリュー

九州電力エリア【低圧】

2026 年 11 月 1 日実施

鶴原液化ガス株式会社

目次

1　適用 1
2　実施期日 1
3　本定義書の変更 1
4　定義 1
5　単位および端数処理 1
6　環境価値の提供 1
7　電源構成 2
8　電灯需要 2
9　その他 3
附則 4
別表 5

1　適用

(1) この電気契約種別定義書（以下「本定義書」といいます。）は，当社の電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）にもとづき，お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して，小売電気事業者が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。

(2) 本定義書は，次の地域に適用します。ただし，電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島には適用いたしません。

供給区域	適用地域
九州電力送配電株式会社	福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，宮崎県および鹿児島県

2　実施期日

本定義書は，2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

3　本定義書の変更

(1) 当社は，本定義書を変更する場合には，供給約款 2（本約款等の変更）の定めに準じます。

(2) 当社は，本定義書を廃止することがあります。この場合，当社はあらかじめ，当社ホームページに廃止する旨および廃止日を掲載いたします。

(3) 本定義書の廃止にともなうお客さまへの説明および通知の方法については，供給約款 38（供給契約の変更）(2)の定めに準じます。

4　定義

供給約款 3（定義）に定義される言葉は，本定義書においても同様の意味で使用いたします。また，次の言葉は，本定義書においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 環境価値

お客さまが使用される電気の二酸化炭素排出量を零とする価値をいいます。

(2) 非化石証書

再生可能エネルギーその他の非化石電源に由来する環境価値を証書化したものをいいます。

5　単位および端数処理

供給約款 4（単位および端数処理）に定める単位および端数処理は，本定義書においても同様といたします。

6　環境価値の提供

当社は，供給約款 19（使用電力量の算定）(1)にもとづくお客さまの使用電力量に応じて，再生可能エネルギー由来の非化石証書が有する環境価値を付加することにより，当該電気の二酸化炭素排出量を零といたします。

7　電源構成

当社は，供給する電気の電源構成および非化石証書の使用状況を，当社ホームページに掲載する方法によりお客さまにお知らせいたします。

8　電灯需要

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ　契約電流が 30 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であること

ロ　1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は，契約電流と契約電力との合計（この場合，10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること

ただし，1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が，技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当該一般送配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえないと当該一般送配電事業者が認めた場合には，交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとなることがあります。

(3) 契約電流

イ　契約電流は，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，原則として，お客さまの申出によって定めます。

ロ　当該一般送配電事業者は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）により，電流を制限いたします。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者は，電流制限器等を取り付けないことがあります。

(4) 料金

料金は，基本料金，電力量料金，別表（燃料費調整）(1)によって算定された燃料費調整額および供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

イ　基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電流 30 アンペア	1,281 円 72 銭
契約電流 40 アンペア	1,708 円 96 銭
契約電流 50 アンペア	2,136 円 20 銭
契約電流 60 アンペア	2,563 円 44 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 16 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 56 銭

(5) その他

電流制限器等を無断で取り外す行為その他これに類する行為により，電灯または小型機器を使用した場合には，不正利用として取り扱い，供給契約を解約することがあります。この場合，供給約款 33（違約金）に定める違約金をお客さまにお支払いいただきます。

9　その他

(1) 当社は，供給約款 21（日割計算）に準じて日割計算を行い，料金を算定いたします。

(2) その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします

附則

1　制度対応項の経過措置

別表（燃料費調整）(4)に定める制度対応項は，2027 年 3 月分の料金に係る計量期間等までは，0 円といたします。なお，2027 年 4 月分の料金に係る計量期間等以降については，燃料費調整単価の内訳として，当社ホームページに掲載いたします。

2　本定義書の実施にともなう切替措置

2026 年 10 月 31 日以前から電気の供給が継続している場合，2026 年 11 月分の料金の算定に適用する料金率は，8（電灯需要）(4)の定めにかかわらず，次のとおりといたします。

(1) 基本料金

契約電流 30 アンペア	915 円 72 銭
契約電流 40 アンペア	1,220 円 96 銭
契約電流 50 アンペア	1,526 円 20 銭
契約電流 60 アンペア	1,831 円 44 銭

(2) 電力量料金

最初の 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 23 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 63 銭

別表

燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

燃料費調整額は，その 1 月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は，(3)の燃料費調整項，(4)の制度対応項，(5)の離島ユニバーサルサービス調整項の合計といたします。なお，燃料費調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(3) 燃料費調整項

イ　燃料費調整項の算定

(ｲ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α，β，γは，次のとおりといたします。

供給区域	α	β	γ
九州電力送配電株式会社	0.0053	0.1861	1.0757

なお，各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は，1 円とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 基準燃料価格

基準燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	基準燃料価格
九州電力送配電株式会社	27,400 円

(ﾊ) 燃料費調整項の算式

燃料費調整項は，次の算式によって算定された値といたします。なお，燃料費調整項の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$燃料費調整項 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) \times \frac{ロの基準単価}{1{,}000}$$

(ニ) 燃料費調整項の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整項は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整項適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整項適用期間は，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整項適用期間
毎年１月１日から３月 31 日までの期間	その年の６月分の料金に係る計量期間等
毎年２月１日から４月 30 日までの期間	その年の７月分の料金に係る計量期間等
毎年３月１日から５月 31 日までの期間	その年の８月分の料金に係る計量期間等
毎年４月１日から６月 30 日までの期間	その年の９月分の料金に係る計量期間等
毎年５月１日から７月 31 日までの期間	その年の 10 月分の料金に係る計量期間等
毎年６月１日から８月 31 日までの期間	その年の 11 月分の料金に係る計量期間等
毎年７月１日から９月 30 日までの期間	その年の 12 月分の料金に係る計量期間等
毎年８月１日から 10 月 31 日までの期間	翌年の１月分の料金に係る計量期間等
毎年９月１日から 11 月 30 日までの期間	翌年の２月分の料金に係る計量期間等
毎年 10 月１日から 12 月 31 日までの期間	翌年の３月分の料金に係る計量期間等
毎年 11 月１日から翌年の１月 31 日までの期間	翌年の４月分の料金に係る計量期間等
毎年 12 月１日から翌年の２月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月 29 日までの期間）	翌年の５月分の料金に係る計量期間等

ロ 基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

供給区域	単位	基準単価
九州電力送配電株式会社	１キロワット時につき	13 銭６厘

(4) 制度対応項

制度対応項は，当社が負担する次の費用を踏まえて，当社が定める値といたします。

イ 電力広域的運営推進機関の定款の定めにより，小売電気事業者に納入が求められる，容量市場（入札の実施により，将来の一定期間における電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力を確実に提供することを約する電気供給事業者を募集するための仕組みをいいます。）における供給力の確保に係る拠出金

ロ エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第５条およびエネルギー源の環境適合利用に関する電気事業者の判断の基準を定める告示に対応するための費用

(5) 離島ユニバーサルサービス調整項

イ　離島ユニバーサルサービス調整項の算定

(ｲ) 離島平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。なお，離島平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α，β，γは，次のとおりといたします。

供給区域	α	β	γ
九州電力送配電株式会社	1.0000	0.0000	0.0000

なお，各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 離島基準燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島基準燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	離島基準燃料価格
九州電力送配電株式会社	79,300 円

(ﾊ) 離島調整上限燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	離島調整上限燃料価格
九州電力送配電株式会社	119,000 円

(ﾆ) 離島ユニバーサルサービス調整項の算式

離島ユニバーサルサービス調整項は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島ユニバーサルサービス調整項の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

a　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整項

$$= (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

b　1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合

離島ユニバーサルサービス調整項

$$= (\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

(ホ) 離島ユニバーサルサービス調整項の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整項は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整項適用期間に使用される電気に適用いたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整項適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月分の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月分の料金に係る計量期間等

ロ　離島基準単価

離島基準単価は，離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

供給区域	単位	離島基準単価
九州電力送配電株式会社	1キロワット時につき	3厘

(6) 燃料費調整単価の公表

当社は，(2)によって算定された燃料費調整単価，(3)によって算定された平均燃料価格および燃料費調整項，(4)によって算定された制度対応項，(5)によって算定された離島平均燃料価格および離島ユニバーサルサービス調整項を，当社ホームページに掲載いたします。

電気契約種別定義書

食べとくエコバリュー

九州電力エリア【低圧】

2026 年 11 月 1 日実施

鶴原液化ガス株式会社

目次

1　適用 1
2　実施期日 1
3　本定義書の変更 1
4　定義 1
5　単位および端数処理 2
6　食べとくエコサービスの利用 2
7　電灯需要 2
8　その他 3
附則 4
別表 5

1　適用

(1) この電気契約種別定義書（以下「本定義書」といいます。）は，当社の電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）にもとづき，お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して，小売電気事業者が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。

(2) 本定義書は，次の地域に適用します。ただし，電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島には適用いたしません。

供給区域	適用地域
九州電力送配電株式会社	福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，宮崎県および鹿児島県

(3) 次のいずれかに該当するお客さまについては，本定義書を適用いたしません。

イ　食べとくエコサービスを利用できる電気契約種別から，食べとくエコサービスを利用できない電気契約種別に変更した日から 1 年を経過していないお客さま

ロ　同一需要場所において供給契約を解約した後に再度供給契約を申し込む場合であって，当該解約の日から 1 年を経過していないお客さま

2　実施期日

本定義書は，2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

3　本定義書の変更

(1) 当社は，本定義書を変更する場合には，供給約款 2（本約款等の変更）の定めに準じます。

(2) 当社は，本定義書を廃止することがあります。この場合，当社はあらかじめ，当社ホームページに廃止する旨および廃止日を掲載いたします。

(3) 本定義書の廃止にともなうお客さまへの説明および通知の方法については，供給約款 38（供給契約の変更）(2)の定めに準じます。

4　定義

供給約款 3（定義）に定義される言葉は，本定義書においても同様の意味で使用いたします。また，次の言葉は，本定義書においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 食べとくエコサービス

お客さまが毎月の電気料金を支払うことにより，当社が定期的に食べとくエコ BOX または食べとくエコ非常食 BOX を配送するサービスをいいます。なお，サービス内容の詳細は，食べとくエコサービス利用規約に定めます。

(2) 食べとくエコ BOX

品質に問題がないにもかかわらず，賞味期限の接近，パッケージ変更その他の理由により廃棄される食品を詰め合わせたものをいいます。

(3) 食べとくエコ非常食 BOX

非常時に備えて保管される食品を詰め合わせたものをいいます。

5　単位および端数処理

供給約款４（単位および端数処理）に定める単位および端数処理は，本定義書においても同様といたします。

6　食べとくエコサービスの利用

本定義書に定める電気契約種別が適用される期間において，お客さまは，食べとくエコサービスを利用できます。

7　電灯需要

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ　契約電流が 30 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であること

ロ　1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は，契約電流と契約電力との合計（この場合，10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること

ただし，1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が，技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当該一般送配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえないと当該一般送配電事業者が認めた場合には，交流単相２線式標準電圧 200 ボルトまたは交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとなることがあります。

(3) 契約電流

イ　契約電流は，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，原則として，お客さまの申出によって定めます。

ロ　当該一般送配電事業者は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）により，電流を制限いたします。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者は，電流制限器等を取り付けないことがあります。

(4) 料金

料金は，基本料金，電力量料金，別表（燃料費調整）(1)によって算定された燃料費調整額および供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

イ　基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。

契約電流 30 アンペア	2,241 円 72 銭
契約電流 40 アンペア	2,668 円 96 銭
契約電流 50 アンペア	3,096 円 20 銭
契約電流 60 アンペア	3,523 円 44 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 66 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25 円 06 銭

(5) その他

電流制限器等を無断で取り外す行為その他これに類する行為により，電灯または小型機器を使用した場合には，不正利用として取り扱い，供給契約を解約することがあります。この場合，供給約款 33（違約金）に定める違約金をお客さまにお支払いいただきます。

8　その他

(1) 当社は，供給約款 20（料金の算定）(1)イまたはロの場合も，供給約款 21（日割計算）にかかわらず，日割計算をいたしません。

(2) その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

附則

1　制度対応項の経過措置

別表（燃料費調整）(4)に定める制度対応項は，2027 年 3 月分の料金に係る計量期間等までは，0 円といたします。なお，2027 年 4 月分の料金に係る計量期間等以降については，燃料費調整単価の内訳として，当社ホームページに掲載いたします。

2　本定義書の実施にともなう切替措置

2026 年 10 月 31 日以前から電気の供給が継続している場合，2026 年 11 月分の料金の算定に適用する料金率は，7（電灯需要）(4)の定めにかかわらず，次のとおりといたします。

(1) 基本料金

契約電流 30 アンペア	1,875 円 72 銭
契約電流 40 アンペア	2,180 円 96 銭
契約電流 50 アンペア	2,486 円 20 銭
契約電流 60 アンペア	2,791 円 44 銭

(2) 電力量料金

最初の 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 73 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25 円 13 銭

別表

燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

燃料費調整額は，その 1 月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は，(3)の燃料費調整項，(4)の制度対応項，(5)の離島ユニバーサルサービス調整項の合計といたします。なお，燃料費調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(3) 燃料費調整項

イ　燃料費調整項の算定

(ｲ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α，β，γは，次のとおりといたします。

供給区域	α	β	γ
九州電力送配電株式会社	0.0053	0.1861	1.0757

なお，各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は，1 円とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 基準燃料価格

基準燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	基準燃料価格
九州電力送配電株式会社	27,400 円

(ﾊ) 燃料費調整項の算式

燃料費調整項は，次の算式によって算定された値といたします。なお，燃料費調整項の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$燃料費調整項 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) \times \frac{ロの基準単価}{1{,}000}$$

(ニ) 燃料費調整項の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整項は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整項適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整項適用期間は，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整項適用期間
毎年１月１日から３月 31 日までの期間	その年の６月分の料金に係る計量期間等
毎年２月１日から４月 30 日までの期間	その年の７月分の料金に係る計量期間等
毎年３月１日から５月 31 日までの期間	その年の８月分の料金に係る計量期間等
毎年４月１日から６月 30 日までの期間	その年の９月分の料金に係る計量期間等
毎年５月１日から７月 31 日までの期間	その年の 10 月分の料金に係る計量期間等
毎年６月１日から８月 31 日までの期間	その年の 11 月分の料金に係る計量期間等
毎年７月１日から９月 30 日までの期間	その年の 12 月分の料金に係る計量期間等
毎年８月１日から 10 月 31 日までの期間	翌年の１月分の料金に係る計量期間等
毎年９月１日から 11 月 30 日までの期間	翌年の２月分の料金に係る計量期間等
毎年 10 月１日から 12 月 31 日までの期間	翌年の３月分の料金に係る計量期間等
毎年 11 月１日から翌年の１月 31 日までの期間	翌年の４月分の料金に係る計量期間等
毎年 12 月１日から翌年の２月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月 29 日までの期間）	翌年の５月分の料金に係る計量期間等

ロ 基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

供給区域	単位	基準単価
九州電力送配電株式会社	１キロワット時につき	13 銭６厘

(4) 制度対応項

制度対応項は，当社が負担する次の費用を踏まえて，当社が定める値といたします。

イ 電力広域的運営推進機関の定款の定めにより，小売電気事業者に納入が求められる，容量市場（入札の実施により，将来の一定期間における電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力を確実に提供することを約する電気供給事業者を募集するための仕組みをいいます。）における供給力の確保に係る拠出金

ロ エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第５条およびエネルギー源の環境適合利用に関する電気事業者の判断の基準を定める告示に対応するための費用

(5) 離島ユニバーサルサービス調整項

イ　離島ユニバーサルサービス調整項の算定

(ｲ) 離島平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。なお，離島平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α，β，γは，次のとおりといたします。

供給区域	α	β	γ
九州電力送配電株式会社	1.0000	0.0000	0.0000

なお，各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 離島基準燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島基準燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	離島基準燃料価格
九州電力送配電株式会社	79,300 円

(ﾊ) 離島調整上限燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	離島調整上限燃料価格
九州電力送配電株式会社	119,000 円

(ﾆ) 離島ユニバーサルサービス調整項の算式

離島ユニバーサルサービス調整項は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島ユニバーサルサービス調整項の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

a　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整項

$$= (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

b　1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合

離島ユニバーサルサービス調整項

$$= (\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

(ホ) 離島ユニバーサルサービス調整項の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整項は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整項適用期間に使用される電気に適用いたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整項適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月分の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月分の料金に係る計量期間等

ロ　離島基準単価

離島基準単価は，離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

供給区域	単位	離島基準単価
九州電力送配電株式会社	1キロワット時につき	3厘

(6) 燃料費調整単価の公表

当社は，(2)によって算定された燃料費調整単価，(3)によって算定された平均燃料価格および燃料費調整項，(4)によって算定された制度対応項，(5)によって算定された離島平均燃料価格および離島ユニバーサルサービス調整項を，当社ホームページに掲載いたします。

電気契約種別定義書

実質再エネ食べとくエコバリュー

九州電力エリア【低圧】

2026 年 11 月 1 日実施

鶴原液化ガス株式会社

目次

1　適用 1
2　実施期日 1
3　本定義書の変更 1
4　定義 1
5　単位および端数処理 2
6　食べとくエコサービスの利用 2
7　環境価値の提供 2
8　電源構成 2
9　電灯需要 2
10　その他 3
附則 4
別表 5

1　適用

(1) この電気契約種別定義書（以下「本定義書」といいます。）は，当社の電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）にもとづき，お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して，小売電気事業者が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。

(2) 本定義書は，次の地域に適用します。ただし，電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島には適用いたしません。

供給区域	適用地域
九州電力送配電株式会社	福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，宮崎県および鹿児島県

(3) 次のいずれかに該当するお客さまについては，本定義書を適用いたしません。

イ　食べとくエコサービスを利用できる電気契約種別から，食べとくエコサービスを利用できない電気契約種別に変更した日から 1 年を経過していないお客さま

ロ　同一需要場所において供給契約を解約した後に再度供給契約を申し込む場合であって，当該解約の日から 1 年を経過していないお客さま

2　実施期日

本定義書は，2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

3　本定義書の変更

(1) 当社は，本定義書を変更する場合には，供給約款 2（本約款等の変更）の定めに準じます。

(2) 当社は，本定義書を廃止することがあります。この場合，当社はあらかじめ，当社ホームページに廃止する旨および廃止日を掲載いたします。

(3) 本定義書の廃止にともなうお客さまへの説明および通知の方法については，供給約款 38（供給契約の変更）(2)の定めに準じます。

4　定義

供給約款 3（定義）に定義される言葉は，本定義書においても同様の意味で使用いたします。また，次の言葉は，本定義書においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 環境価値

お客さまが使用される電気の二酸化炭素排出量を零とする価値をいいます。

(2) 非化石証書

再生可能エネルギーその他の非化石電源に由来する環境価値を証書化したものをいいます。

(3) 食べとくエコサービス

お客さまが毎月の電気料金を支払うことにより，当社が定期的に食べとくエコ BOX または食べとくエコ非常食 BOX を配送するサービスをいいます。なお，サービス内容の詳細は，食べとくエコサービス利用規約に定めます。

(4) 食べとくエコ BOX

品質に問題がないにもかかわらず，賞味期限の接近，パッケージ変更その他の理由により廃棄される食品を詰め合わせたものをいいます。

(5) 食べとくエコ非常食 BOX

非常時に備えて保管される食品を詰め合わせたものをいいます。

5　単位および端数処理

供給約款４（単位および端数処理）に定める単位および端数処理は，本定義書においても同様といたします。

6　食べとくエコサービスの利用

本定義書に定める電気契約種別が適用される期間において，お客さまは，食べとくエコサービスを利用できます。

7　環境価値の提供

当社は，供給約款 19（使用電力量の算定）(1)にもとづくお客さまの使用電力量に応じて，再生可能エネルギー由来の非化石証書が有する環境価値を付加することにより，当該電気の二酸化炭素排出量を零といたします。

8　電源構成

当社は，供給する電気の電源構成および非化石証書の使用状況を，当社ホームページに掲載する方法によりお客さまにお知らせいたします。

9　電灯需要

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ　契約電流が 30 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であること

ロ　1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は，契約電流と契約電力との合計（この場合，10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること

ただし，1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が，技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当該一般送配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえないと当該一般送配電事業者が認めた場合には，交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとなることがあります。

(3) 契約電流

イ　契約電流は，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，原則として，お客さまの申出によって定めます。

ロ　当該一般送配電事業者は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）により，電流を制限いたします。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者は，電流制限器等を取り付けないことがあります。

(4) 料金

料金は，基本料金，電力量料金，別表（燃料費調整）(1)によって算定された燃料費調整額および供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

イ　基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。

契約電流 30 アンペア	2,131 円 72 銭
契約電流 40 アンペア	2,558 円 96 銭
契約電流 50 アンペア	2,986 円 20 銭
契約電流 60 アンペア	3,413 円 44 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 16 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 56 銭

(5) その他

電流制限器等を無断で取り外す行為その他これに類する行為により，電灯または小型機器を使用した場合には，不正利用として取り扱い，供給契約を解約することがあります。この場合，供給約款 33（違約金）に定める違約金をお客さまにお支払いいただきます。

10　その他

(1) 当社は，供給約款 20（料金の算定）(1)イまたはロの場合も，供給約款 21（日割計算）にかかわらず，日割計算をいたしません。

(2) その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

附則

1　制度対応項の経過措置

別表（燃料費調整）(4)に定める制度対応項は，2027 年 3 月分の料金に係る計量期間等までは，0 円といたします。なお，2027 年 4 月分の料金に係る計量期間等以降については，燃料費調整単価の内訳として，当社ホームページに掲載いたします。

2　本定義書の実施にともなう切替措置

2026 年 10 月 31 日以前から電気の供給が継続している場合，2026 年 11 月分の料金の算定に適用する料金率は，9（電灯需要）(4)の定めにかかわらず，次のとおりといたします。

(1) 基本料金

契約電流 30 アンペア	1,765 円 72 銭
契約電流 40 アンペア	2,070 円 96 銭
契約電流 50 アンペア	2,376 円 20 銭
契約電流 60 アンペア	2,681 円 44 銭

(2) 電力量料金

最初の 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 23 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 63 銭

別表

燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

燃料費調整額は，その 1 月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は，(3)の燃料費調整項，(4)の制度対応項，(5)の離島ユニバーサルサービス調整項の合計といたします。なお，燃料費調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(3) 燃料費調整項

イ　燃料費調整項の算定

(ｲ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α，β，γは，次のとおりといたします。

供給区域	α	β	γ
九州電力送配電株式会社	0.0053	0.1861	1.0757

なお，各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は，1 円とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 基準燃料価格

基準燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	基準燃料価格
九州電力送配電株式会社	27,400 円

(ﾊ) 燃料費調整項の算式

燃料費調整項は，次の算式によって算定された値といたします。なお，燃料費調整項の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$燃料費調整項 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) \times \frac{ロの基準単価}{1{,}000}$$

(ニ) 燃料費調整項の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整項は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整項適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整項適用期間は，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整項適用期間
毎年１月１日から３月 31 日までの期間	その年の６月分の料金に係る計量期間等
毎年２月１日から４月 30 日までの期間	その年の７月分の料金に係る計量期間等
毎年３月１日から５月 31 日までの期間	その年の８月分の料金に係る計量期間等
毎年４月１日から６月 30 日までの期間	その年の９月分の料金に係る計量期間等
毎年５月１日から７月 31 日までの期間	その年の 10 月分の料金に係る計量期間等
毎年６月１日から８月 31 日までの期間	その年の 11 月分の料金に係る計量期間等
毎年７月１日から９月 30 日までの期間	その年の 12 月分の料金に係る計量期間等
毎年８月１日から 10 月 31 日までの期間	翌年の１月分の料金に係る計量期間等
毎年９月１日から 11 月 30 日までの期間	翌年の２月分の料金に係る計量期間等
毎年 10 月１日から 12 月 31 日までの期間	翌年の３月分の料金に係る計量期間等
毎年 11 月１日から翌年の１月 31 日までの期間	翌年の４月分の料金に係る計量期間等
毎年 12 月１日から翌年の２月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月 29 日までの期間）	翌年の５月分の料金に係る計量期間等

ロ 基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

供給区域	単位	基準単価
九州電力送配電株式会社	１キロワット時につき	13 銭６厘

(4) 制度対応項

制度対応項は，当社が負担する次の費用を踏まえて，当社が定める値といたします。

イ 電力広域的運営推進機関の定款の定めにより，小売電気事業者に納入が求められる，容量市場（入札の実施により，将来の一定期間における電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力を確実に提供することを約する電気供給事業者を募集するための仕組みをいいます。）における供給力の確保に係る拠出金

ロ エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第５条およびエネルギー源の環境適合利用に関する電気事業者の判断の基準を定める告示に対応するための費用

(5) 離島ユニバーサルサービス調整項

イ　離島ユニバーサルサービス調整項の算定

(ｲ) 離島平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。なお，離島平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α，β，γは，次のとおりといたします。

供給区域	α	β	γ
九州電力送配電株式会社	1.0000	0.0000	0.0000

なお，各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 離島基準燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島基準燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	離島基準燃料価格
九州電力送配電株式会社	79,300 円

(ﾊ) 離島調整上限燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	離島調整上限燃料価格
九州電力送配電株式会社	119,000 円

(ﾆ) 離島ユニバーサルサービス調整項の算式

離島ユニバーサルサービス調整項は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島ユニバーサルサービス調整項の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

a　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整項

$$= (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

b　1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合

離島ユニバーサルサービス調整項

$$= (\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

(ホ) 離島ユニバーサルサービス調整項の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整項は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整項適用期間に使用される電気に適用いたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整項適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月分の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月分の料金に係る計量期間等

ロ　離島基準単価

離島基準単価は，離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

供給区域	単位	離島基準単価
九州電力送配電株式会社	1キロワット時につき	3厘

(6) 燃料費調整単価の公表

当社は，(2)によって算定された燃料費調整単価，(3)によって算定された平均燃料価格および燃料費調整項，(4)によって算定された制度対応項，(5)によって算定された離島平均燃料価格および離島ユニバーサルサービス調整項を，当社ホームページに掲載いたします。

電気契約種別定義書

つるでんワンダフル

九州電力エリア【低圧】

2026 年 11 月 1 日実施

鶴原液化ガス株式会社

目次

1　適用 1
2　実施期日 1
3　本定義書の変更 1
4　定義 1
5　単位および端数処理 1
6　電灯需要 1
7　その他 3
附則 4
別表 5

1　適用

(1) この電気契約種別定義書（以下「本定義書」といいます。）は，当社の電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）にもとづき，お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して，小売電気事業者が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。

(2) 本定義書は，次の地域に適用します。ただし，電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島には適用いたしません。

供給区域	適用地域
九州電力送配電株式会社	福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，宮崎県および鹿児島県

2　実施期日

本定義書は，2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

3　本定義書の変更

(1) 当社は，本定義書を変更する場合には，供給約款 2（本約款等の変更）の定めに準じます。

(2) 当社は，本定義書を廃止することがあります。この場合，当社はあらかじめ，当社ホームページに廃止する旨および廃止日を掲載いたします。

(3) 本定義書の廃止にともなうお客さまへの説明および通知の方法については，供給約款 38（供給契約の変更）(2)の定めに準じます。

4　定義

供給約款 3（定義）に定義される言葉は，本定義書においても同様の意味で使用いたします。

5　単位および端数処理

供給約款 4（単位および端数処理）に定める単位および端数処理は，本定義書においても同様といたします。

6　電灯需要

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ　契約電流が 10 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であること

ロ　1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は，契約電流と契約電力との合計（この場合，10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること

ただし，1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が，技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当該一般送配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえないと当該一般送配電事業者が認めた場合には，交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとなることがあります。

(3) 契約電流

イ　契約電流は，10アンペア，15アンペア，20アンペア，30アンペア，40アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，原則として，お客さまの申出によって定めます。

ロ　当該一般送配電事業者は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）により，電流を制限いたします。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者は，電流制限器等を取り付けないことがあります。

(4) 料金

料金は，基本料金，電力量料金，別表（燃料費調整）(1)によって算定された燃料費調整額および供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

イ　基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電流 10 アンペア	427 円 24 銭
契約電流 15 アンペア	640 円 86 銭
契約電流 20 アンペア	854 円 48 銭
契約電流 30 アンペア	1,281 円 72 銭
契約電流 40 アンペア	1,708 円 96 銭
契約電流 50 アンペア	2,136 円 20 銭
契約電流 60 アンペア	2,563 円 44 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 600 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 30 銭
600 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24 円 29 銭

(5) その他

電流制限器等を無断で取り外す行為その他これに類する行為により，電灯または小型機器を使用した場合には，不正利用として取り扱い，供給契約を解約することがあります。この場合，供給約款 33（違約金）に定める違約金をお客さまにお支払いいただきます。

7　その他

(1) 当社は，供給約款 21（日割計算）に準じて日割計算を行い，料金を算定いたします。

(2) その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

附則

1　制度対応項の経過措置

別表（燃料費調整）(4)に定める制度対応項は，2027 年 3 月分の料金に係る計量期間等までは，0 円といたします。なお，2027 年 4 月分の料金に係る計量期間等以降については，燃料費調整単価の内訳として，当社ホームページに掲載いたします。

2　本定義書の実施にともなう切替措置

2026 年 10 月 31 日以前から電気の供給が継続している場合，2026 年 11 月分の料金の算定に適用する料金率は，6（電灯需要）(4)の定めにかかわらず，次のとおりといたします。

(1) 基本料金

契約電流 10 アンペア	305 円 24 銭
契約電流 15 アンペア	457 円 86 銭
契約電流 20 アンペア	610 円 48 銭
契約電流 30 アンペア	915 円 72 銭
契約電流 40 アンペア	1,220 円 96 銭
契約電流 50 アンペア	1,526 円 20 銭
契約電流 60 アンペア	1,831 円 44 銭

(2) 電力量料金

最初の 600 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 37 銭
600 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24 円 36 銭

別表

燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

燃料費調整額は，その 1 月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は，(3)の燃料費調整項，(4)の制度対応項，(5)の離島ユニバーサルサービス調整項の合計といたします。なお，燃料費調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(3) 燃料費調整項

イ　燃料費調整項の算定

(ｲ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α，β，γは，次のとおりといたします。

供給区域	α	β	γ
九州電力送配電株式会社	0.0053	0.1861	1.0757

なお，各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は，1 円とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 基準燃料価格

基準燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	基準燃料価格
九州電力送配電株式会社	27,400 円

(ﾊ) 燃料費調整項の算式

燃料費調整項は，次の算式によって算定された値といたします。なお，燃料費調整項の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$燃料費調整項 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) \times \frac{ロの基準単価}{1{,}000}$$

(ニ) 燃料費調整項の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整項は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整項適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整項適用期間は，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整項適用期間
毎年１月１日から３月 31 日までの期間	その年の６月分の料金に係る計量期間等
毎年２月１日から４月 30 日までの期間	その年の７月分の料金に係る計量期間等
毎年３月１日から５月 31 日までの期間	その年の８月分の料金に係る計量期間等
毎年４月１日から６月 30 日までの期間	その年の９月分の料金に係る計量期間等
毎年５月１日から７月 31 日までの期間	その年の 10 月分の料金に係る計量期間等
毎年６月１日から８月 31 日までの期間	その年の 11 月分の料金に係る計量期間等
毎年７月１日から９月 30 日までの期間	その年の 12 月分の料金に係る計量期間等
毎年８月１日から 10 月 31 日までの期間	翌年の１月分の料金に係る計量期間等
毎年９月１日から 11 月 30 日までの期間	翌年の２月分の料金に係る計量期間等
毎年 10 月１日から 12 月 31 日までの期間	翌年の３月分の料金に係る計量期間等
毎年 11 月１日から翌年の１月 31 日までの期間	翌年の４月分の料金に係る計量期間等
毎年 12 月１日から翌年の２月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月 29 日までの期間）	翌年の５月分の料金に係る計量期間等

ロ 基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

供給区域	単位	基準単価
九州電力送配電株式会社	１キロワット時につき	13 銭６厘

(4) 制度対応項

制度対応項は，当社が負担する次の費用を踏まえて，当社が定める値といたします。

イ 電力広域的運営推進機関の定款の定めにより，小売電気事業者に納入が求められる，容量市場（入札の実施により，将来の一定期間における電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力を確実に提供することを約する電気供給事業者を募集するための仕組みをいいます。）における供給力の確保に係る拠出金

ロ エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第５条およびエネルギー源の環境適合利用に関する電気事業者の判断の基準を定める告示に対応するための費用

(5) 離島ユニバーサルサービス調整項

イ　離島ユニバーサルサービス調整項の算定

(ｲ) 離島平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。なお，離島平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α，β，γは，次のとおりといたします。

供給区域	α	β	γ
九州電力送配電株式会社	1.0000	0.0000	0.0000

なお，各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 離島基準燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島基準燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	離島基準燃料価格
九州電力送配電株式会社	79,300 円

(ﾊ) 離島調整上限燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	離島調整上限燃料価格
九州電力送配電株式会社	119,000 円

(ﾆ) 離島ユニバーサルサービス調整項の算式

離島ユニバーサルサービス調整項は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島ユニバーサルサービス調整項の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

a　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整項

$$= (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

b　1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合

離島ユニバーサルサービス調整項

$$= (\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

(ホ) 離島ユニバーサルサービス調整項の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整項は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整項適用期間に使用される電気に適用いたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整項適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月分の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月分の料金に係る計量期間等

ロ　離島基準単価

離島基準単価は，離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

供給区域	単位	離島基準単価
九州電力送配電株式会社	1キロワット時につき	3厘

(6) 燃料費調整単価の公表

当社は，(2)によって算定された燃料費調整単価，(3)によって算定された平均燃料価格および燃料費調整項，(4)によって算定された制度対応項，(5)によって算定された離島平均燃料価格および離島ユニバーサルサービス調整項を，当社ホームページに掲載いたします。

電気契約種別定義書

実質再エネワンダフル

九州電力エリア【低圧】

2026 年 11 月 1 日実施

鶴原液化ガス株式会社

目次

1　適用 1
2　実施期日 1
3　本定義書の変更 1
4　定義 1
5　単位および端数処理 1
6　環境価値の提供 1
7　電源構成 2
8　電灯需要 2
9　その他 3
附則 4
別表 5

1　適用

(1) この電気契約種別定義書（以下「本定義書」といいます。）は，当社の電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）にもとづき，お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して，小売電気事業者が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。

(2) 本定義書は，次の地域に適用します。ただし，電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島には適用いたしません。

供給区域	適用地域
九州電力送配電株式会社	福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，宮崎県および鹿児島県

2　実施期日

本定義書は，2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

3　本定義書の変更

(1) 当社は，本定義書を変更する場合には，供給約款 2（本約款等の変更）の定めに準じます。

(2) 当社は，本定義書を廃止することがあります。この場合，当社はあらかじめ，当社ホームページに廃止する旨および廃止日を掲載いたします。

(3) 本定義書の廃止にともなうお客さまへの説明および通知の方法については，供給約款 38（供給契約の変更）(2)の定めに準じます。

4　定義

供給約款 3（定義）に定義される言葉は，本定義書においても同様の意味で使用いたします。また，次の言葉は，本定義書においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 環境価値

お客さまが使用される電気の二酸化炭素排出量を零とする価値をいいます。

(2) 非化石証書

再生可能エネルギーその他の非化石電源に由来する環境価値を証書化したものをいいます。

5　単位および端数処理

供給約款 4（単位および端数処理）に定める単位および端数処理は，本定義書においても同様といたします。

6　環境価値の提供

当社は，供給約款 19（使用電力量の算定）(1)にもとづくお客さまの使用電力量に応じて，再生可能エネルギー由来の非化石証書が有する環境価値を付加することにより，当該電気の二酸化炭素排出量を零といたします。

7　電源構成

当社は，供給する電気の電源構成および非化石証書の使用状況を，当社ホームページに掲載する方法によりお客さまにお知らせいたします。

8　電灯需要

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ　契約電流が 10 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であること

ロ　1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は，契約電流と契約電力との合計（この場合，10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること

ただし，1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が，技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当該一般送配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえないと当該一般送配電事業者が認めた場合には，交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとなることがあります。

(3) 契約電流

イ　契約電流は，10 アンペア，15 アンペア，20 アンペア，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，原則として，お客さまの申出によって定めます。

ロ　当該一般送配電事業者は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）により，電流を制限いたします。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者は，電流制限器等を取り付けないことがあります。

(4) 料金

料金は，基本料金，電力量料金，別表（燃料費調整）(1)によって算定された燃料費調整額および供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

イ　基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電流 10 アンペア	427 円 24 銭
契約電流 15 アンペア	640 円 86 銭
契約電流 20 アンペア	854 円 48 銭
契約電流 30 アンペア	1,281 円 72 銭
契約電流 40 アンペア	1,708 円 96 銭
契約電流 50 アンペア	2,136 円 20 銭
契約電流 60 アンペア	2,563 円 44 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 600 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24 円 80 銭
600 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25 円 79 銭

(5) その他

電流制限器等を無断で取り外す行為その他これに類する行為により，電灯または小型機器を使用した場合には，不正利用として取り扱い，供給契約を解約することがあります。この場合，供給約款 33（違約金）に定める違約金をお客さまにお支払いいただきます。

9　その他

(1) 当社は，供給約款 21（日割計算）に準じて日割計算を行い，料金を算定いたします。

(2) その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします

附則

1　制度対応項の経過措置

別表（燃料費調整）(4)に定める制度対応項は，2027 年 3 月分の料金に係る計量期間等までは，0 円といたします。なお，2027 年 4 月分の料金に係る計量期間等以降については，燃料費調整単価の内訳として，当社ホームページに掲載いたします。

2　本定義書の実施にともなう切替措置

2026 年 10 月 31 日以前から電気の供給が継続している場合，2026 年 11 月分の料金の算定に適用する料金率は，8（電灯需要）(4)の定めにかかわらず，次のとおりといたします。

(1) 基本料金

契約電流 10 アンペア	305 円 24 銭
契約電流 15 アンペア	457 円 86 銭
契約電流 20 アンペア	610 円 48 銭
契約電流 30 アンペア	915 円 72 銭
契約電流 40 アンペア	1,220 円 96 銭
契約電流 50 アンペア	1,526 円 20 銭
契約電流 60 アンペア	1,831 円 44 銭

(2) 電力量料金

最初の 600 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24 円 87 銭
600 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25 円 86 銭

別表

燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

燃料費調整額は，その 1 月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は，(3)の燃料費調整項，(4)の制度対応項，(5)の離島ユニバーサルサービス調整項の合計といたします。なお，燃料費調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(3) 燃料費調整項

イ　燃料費調整項の算定

(ｲ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α，β，γは，次のとおりといたします。

供給区域	α	β	γ
九州電力送配電株式会社	0.0053	0.1861	1.0757

なお，各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は，1 円とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 基準燃料価格

基準燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	基準燃料価格
九州電力送配電株式会社	27,400 円

(ﾊ) 燃料費調整項の算式

燃料費調整項は，次の算式によって算定された値といたします。なお，燃料費調整項の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$燃料費調整項 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) \times \frac{ロの基準単価}{1{,}000}$$

(ニ) 燃料費調整項の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整項は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整項適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整項適用期間は，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整項適用期間
毎年１月１日から３月 31 日までの期間	その年の６月分の料金に係る計量期間等
毎年２月１日から４月 30 日までの期間	その年の７月分の料金に係る計量期間等
毎年３月１日から５月 31 日までの期間	その年の８月分の料金に係る計量期間等
毎年４月１日から６月 30 日までの期間	その年の９月分の料金に係る計量期間等
毎年５月１日から７月 31 日までの期間	その年の 10 月分の料金に係る計量期間等
毎年６月１日から８月 31 日までの期間	その年の 11 月分の料金に係る計量期間等
毎年７月１日から９月 30 日までの期間	その年の 12 月分の料金に係る計量期間等
毎年８月１日から 10 月 31 日までの期間	翌年の１月分の料金に係る計量期間等
毎年９月１日から 11 月 30 日までの期間	翌年の２月分の料金に係る計量期間等
毎年 10 月１日から 12 月 31 日までの期間	翌年の３月分の料金に係る計量期間等
毎年 11 月１日から翌年の１月 31 日までの期間	翌年の４月分の料金に係る計量期間等
毎年 12 月１日から翌年の２月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月 29 日までの期間）	翌年の５月分の料金に係る計量期間等

ロ 基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

供給区域	単位	基準単価
九州電力送配電株式会社	１キロワット時につき	13 銭６厘

(4) 制度対応項

制度対応項は，当社が負担する次の費用を踏まえて，当社が定める値といたします。

イ 電力広域的運営推進機関の定款の定めにより，小売電気事業者に納入が求められる，容量市場（入札の実施により，将来の一定期間における電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力を確実に提供することを約する電気供給事業者を募集するための仕組みをいいます。）における供給力の確保に係る拠出金

ロ エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第５条およびエネルギー源の環境適合利用に関する電気事業者の判断の基準を定める告示に対応するための費用

(5) 離島ユニバーサルサービス調整項

イ　離島ユニバーサルサービス調整項の算定

(ｲ) 離島平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。なお，離島平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α，β，γは，次のとおりといたします。

供給区域	α	β	γ
九州電力送配電株式会社	1.0000	0.0000	0.0000

なお，各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 離島基準燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島基準燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	離島基準燃料価格
九州電力送配電株式会社	79,300 円

(ﾊ) 離島調整上限燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	離島調整上限燃料価格
九州電力送配電株式会社	119,000 円

(ﾆ) 離島ユニバーサルサービス調整項の算式

離島ユニバーサルサービス調整項は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島ユニバーサルサービス調整項の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

a　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整項

$$= (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

b　1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合

離島ユニバーサルサービス調整項

$$= (\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

(ホ) 離島ユニバーサルサービス調整項の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整項は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整項適用期間に使用される電気に適用いたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整項適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月分の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月分の料金に係る計量期間等

ロ　離島基準単価

離島基準単価は，離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

供給区域	単位	離島基準単価
九州電力送配電株式会社	1キロワット時につき	3厘

(6) 燃料費調整単価の公表

当社は，(2)によって算定された燃料費調整単価，(3)によって算定された平均燃料価格および燃料費調整項，(4)によって算定された制度対応項，(5)によって算定された離島平均燃料価格および離島ユニバーサルサービス調整項を，当社ホームページに掲載いたします。

電気契約種別定義書

食べとくエコワンダフル

九州電力エリア【低圧】

2026 年 11 月 1 日実施

鶴原液化ガス株式会社

目次

1　適用 1
2　実施期日 1
3　本定義書の変更 1
4　定義 1
5　単位および端数処理 2
6　食べとくエコサービスの利用 2
7　電灯需要 2
8　その他 3
附則4
別表5

1　適用

(1) この電気契約種別定義書（以下「本定義書」といいます。）は，当社の電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）にもとづき，お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して，小売電気事業者が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。

(2) 本定義書は，次の地域に適用します。ただし，電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島には適用いたしません。

供給区域	適用地域
九州電力送配電株式会社	福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，宮崎県および鹿児島県

(3) 次のいずれかに該当するお客さまについては，本定義書を適用いたしません。

イ　食べとくエコサービスを利用できる電気契約種別から，食べとくエコサービスを利用できない電気契約種別に変更した日から 1 年を経過していないお客さま

ロ　同一需要場所において供給契約を解約した後に再度供給契約を申し込む場合であって，当該解約の日から 1 年を経過していないお客さま

2　実施期日

本定義書は，2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

3　本定義書の変更

(1) 当社は，本定義書を変更する場合には，供給約款 2（本約款等の変更）の定めに準じます。

(2) 当社は，本定義書を廃止することがあります。この場合，当社はあらかじめ，当社ホームページに廃止する旨および廃止日を掲載いたします。

(3) 本定義書の廃止にともなうお客さまへの説明および通知の方法については，供給約款 38（供給契約の変更）(2)の定めに準じます。

4　定義

供給約款 3（定義）に定義される言葉は，本定義書においても同様の意味で使用いたします。また，次の言葉は，本定義書においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 食べとくエコサービス

お客さまが毎月の電気料金を支払うことにより，当社が定期的に食べとくエコ BOX または食べとくエコ非常食 BOX を配送するサービスをいいます。なお，サービス内容の詳細は，食べとくエコサービス利用規約に定めます。

(2) 食べとくエコ BOX

品質に問題がないにもかかわらず，賞味期限の接近，パッケージ変更その他の理由により廃棄される食品を詰め合わせたものをいいます。

(3) 食べとくエコ非常食 BOX

非常時に備えて保管される食品を詰め合わせたものをいいます。

5　単位および端数処理

供給約款４（単位および端数処理）に定める単位および端数処理は，本定義書においても同様といたします。

6　食べとくエコサービスの利用

本定義書に定める電気契約種別が適用される期間において，お客さまは，食べとくエコサービスを利用できます。

7　電灯需要

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ　契約電流が 30 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であること

ロ　1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は，契約電流と契約電力との合計（この場合，10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること

ただし，1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が，技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当該一般送配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえないと当該一般送配電事業者が認めた場合には，交流単相２線式標準電圧 200 ボルトまたは交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとなることがあります。

(3) 契約電流

イ　契約電流は，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，原則として，お客さまの申出によって定めます。

ロ　当該一般送配電事業者は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）により，電流を制限いたします。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者は，電流制限器等を取り付けないことがあります。

(4) 料金

料金は，基本料金，電力量料金，別表（燃料費調整）(1)によって算定された燃料費調整額および供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

イ　基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。

契約電流 30 アンペア	2,241 円 72 銭
契約電流 40 アンペア	2,668 円 96 銭
契約電流 50 アンペア	3,096 円 20 銭
契約電流 60 アンペア	3,523 円 44 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 600 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 30 銭
600 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24 円 29 銭

(5) その他

電流制限器等を無断で取り外す行為その他これに類する行為により，電灯または小型機器を使用した場合には，不正利用として取り扱い，供給契約を解約することがあります。この場合，供給約款 33（違約金）に定める違約金をお客さまにお支払いいただきます。

8　その他

(1) 当社は，供給約款 20（料金の算定）(1)イまたはロの場合も，供給約款 21（日割計算）にかかわらず，日割計算をいたしません。

(2) その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

附則

1　制度対応項の経過措置

別表（燃料費調整）(4)に定める制度対応項は，2027 年 3 月分の料金に係る計量期間等までは，0 円といたします。なお，2027 年 4 月分の料金に係る計量期間等以降については，燃料費調整単価の内訳として，当社ホームページに掲載いたします。

2　本定義書の実施にともなう切替措置

2026 年 10 月 31 日以前から電気の供給が継続している場合，2026 年 11 月分の料金の算定に適用する料金率は，7（電灯需要）(4)の定めにかかわらず，次のとおりといたします。

(1) 基本料金

契約電流 30 アンペア	1,875 円 72 銭
契約電流 40 アンペア	2,180 円 96 銭
契約電流 50 アンペア	2,486 円 20 銭
契約電流 60 アンペア	2,791 円 44 銭

(2) 電力量料金

最初の 600 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 37 銭
600 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24 円 36 銭

別表

燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

燃料費調整額は，その 1 月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は，(3)の燃料費調整項，(4)の制度対応項，(5)の離島ユニバーサルサービス調整項の合計といたします。なお，燃料費調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(3) 燃料費調整項

イ　燃料費調整項の算定

(ｲ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α，β，γは，次のとおりといたします。

供給区域	α	β	γ
九州電力送配電株式会社	0.0053	0.1861	1.0757

なお，各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は，1 円とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 基準燃料価格

基準燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	基準燃料価格
九州電力送配電株式会社	27,400 円

(ﾊ) 燃料費調整項の算式

燃料費調整項は，次の算式によって算定された値といたします。なお，燃料費調整項の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$燃料費調整項 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) \times \frac{ロの基準単価}{1{,}000}$$

(ニ) 燃料費調整項の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整項は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整項適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整項適用期間は，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整項適用期間
毎年１月１日から３月 31 日までの期間	その年の６月分の料金に係る計量期間等
毎年２月１日から４月 30 日までの期間	その年の７月分の料金に係る計量期間等
毎年３月１日から５月 31 日までの期間	その年の８月分の料金に係る計量期間等
毎年４月１日から６月 30 日までの期間	その年の９月分の料金に係る計量期間等
毎年５月１日から７月 31 日までの期間	その年の 10 月分の料金に係る計量期間等
毎年６月１日から８月 31 日までの期間	その年の 11 月分の料金に係る計量期間等
毎年７月１日から９月 30 日までの期間	その年の 12 月分の料金に係る計量期間等
毎年８月１日から 10 月 31 日までの期間	翌年の１月分の料金に係る計量期間等
毎年９月１日から 11 月 30 日までの期間	翌年の２月分の料金に係る計量期間等
毎年 10 月１日から 12 月 31 日までの期間	翌年の３月分の料金に係る計量期間等
毎年 11 月１日から翌年の１月 31 日までの期間	翌年の４月分の料金に係る計量期間等
毎年 12 月１日から翌年の２月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月 29 日までの期間）	翌年の５月分の料金に係る計量期間等

ロ 基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

供給区域	単位	基準単価
九州電力送配電株式会社	１キロワット時につき	13 銭６厘

(4) 制度対応項

制度対応項は，当社が負担する次の費用を踏まえて，当社が定める値といたします。

イ 電力広域的運営推進機関の定款の定めにより，小売電気事業者に納入が求められる，容量市場（入札の実施により，将来の一定期間における電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力を確実に提供することを約する電気供給事業者を募集するための仕組みをいいます。）における供給力の確保に係る拠出金

ロ エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第５条およびエネルギー源の環境適合利用に関する電気事業者の判断の基準を定める告示に対応するための費用

(5) 離島ユニバーサルサービス調整項

イ　離島ユニバーサルサービス調整項の算定

(ｲ) 離島平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。なお，離島平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α，β，γは，次のとおりといたします。

供給区域	α	β	γ
九州電力送配電株式会社	1.0000	0.0000	0.0000

なお，各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 離島基準燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島基準燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	離島基準燃料価格
九州電力送配電株式会社	79,300 円

(ﾊ) 離島調整上限燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	離島調整上限燃料価格
九州電力送配電株式会社	119,000 円

(ﾆ) 離島ユニバーサルサービス調整項の算式

離島ユニバーサルサービス調整項は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島ユニバーサルサービス調整項の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

a　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整項

$$= (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

b　1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合

離島ユニバーサルサービス調整項

$$= (\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

(ホ) 離島ユニバーサルサービス調整項の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整項は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整項適用期間に使用される電気に適用いたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整項適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月分の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月分の料金に係る計量期間等

ロ　離島基準単価

離島基準単価は，離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

供給区域	単位	離島基準単価
九州電力送配電株式会社	1キロワット時につき	3厘

(6) 燃料費調整単価の公表

当社は，(2)によって算定された燃料費調整単価，(3)によって算定された平均燃料価格および燃料費調整項，(4)によって算定された制度対応項，(5)によって算定された離島平均燃料価格および離島ユニバーサルサービス調整項を，当社ホームページに掲載いたします。

電気契約種別定義書

実質再エネ食べとくエコワンダフル

九州電力エリア【低圧】

2026 年 11 月 1 日実施

鶴原液化ガス株式会社

目次

1　適用 1
2　実施期日 1
3　本定義書の変更 1
4　定義 1
5　単位および端数処理 2
6　食べとくエコサービスの利用 2
7　環境価値の提供 2
8　電源構成 2
9　電灯需要 2
10　その他 3
附則 4
別表 5

1　適用

(1) この電気契約種別定義書（以下「本定義書」といいます。）は，当社の電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）にもとづき，お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して，小売電気事業者が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。

(2) 本定義書は，次の地域に適用します。ただし，電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島には適用いたしません。

供給区域	適用地域
九州電力送配電株式会社	福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，宮崎県および鹿児島県

(3) 次のいずれかに該当するお客さまについては，本定義書を適用いたしません。

イ　食べとくエコサービスを利用できる電気契約種別から，食べとくエコサービスを利用できない電気契約種別に変更した日から 1 年を経過していないお客さま

ロ　同一需要場所において供給契約を解約した後に再度供給契約を申し込む場合であって，当該解約の日から 1 年を経過していないお客さま

2　実施期日

本定義書は，2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

3　本定義書の変更

(1) 当社は，本定義書を変更する場合には，供給約款 2（本約款等の変更）の定めに準じます。

(2) 当社は，本定義書を廃止することがあります。この場合，当社はあらかじめ，当社ホームページに廃止する旨および廃止日を掲載いたします。

(3) 本定義書の廃止にともなうお客さまへの説明および通知の方法については，供給約款 38（供給契約の変更）(2)の定めに準じます。

4　定義

供給約款 3（定義）に定義される言葉は，本定義書においても同様の意味で使用いたします。また，次の言葉は，本定義書においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 環境価値

お客さまが使用される電気の二酸化炭素排出量を零とする価値をいいます。

(2) 非化石証書

再生可能エネルギーその他の非化石電源に由来する環境価値を証書化したものをいいます。

(3) 食べとくエコサービス

お客さまが毎月の電気料金を支払うことにより，当社が定期的に食べとくエコ BOX または食べとくエコ非常食 BOX を配送するサービスをいいます。なお，サービス内容の詳細は，食べとくエコサービス利用規約に定めます。

(4) 食べとくエコ BOX

品質に問題がないにもかかわらず，賞味期限の接近，パッケージ変更その他の理由により廃棄される食品を詰め合わせたものをいいます。

(5) 食べとくエコ非常食 BOX

非常時に備えて保管される食品を詰め合わせたものをいいます。

5　単位および端数処理

供給約款４（単位および端数処理）に定める単位および端数処理は，本定義書においても同様といたします。

6　食べとくエコサービスの利用

本定義書に定める電気契約種別が適用される期間において，お客さまは，食べとくエコサービスを利用できます。

7　環境価値の提供

当社は，供給約款 19（使用電力量の算定）(1)にもとづくお客さまの使用電力量に応じて，再生可能エネルギー由来の非化石証書が有する環境価値を付加することにより，当該電気の二酸化炭素排出量を零といたします。

8　電源構成

当社は，供給する電気の電源構成および非化石証書の使用状況を，当社ホームページに掲載する方法によりお客さまにお知らせいたします。

9　電灯需要

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ　契約電流が 30 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であること

ロ　1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は，契約電流と契約電力との合計（この場合，10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること

ただし，1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が，技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当該一般送配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえないと当該一般送配電事業者が認めた場合には，交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとなることがあります。

(3) 契約電流

イ　契約電流は，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，原則として，お客さまの申出によって定めます。

ロ　当該一般送配電事業者は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）により，電流を制限いたします。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者は，電流制限器等を取り付けないことがあります。

(4) 料金

料金は，基本料金，電力量料金，別表（燃料費調整）(1)によって算定された燃料費調整額および供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

イ　基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。

契約電流 30 アンペア	2,131 円 72 銭
契約電流 40 アンペア	2,558 円 96 銭
契約電流 50 アンペア	2,986 円 20 銭
契約電流 60 アンペア	3,413 円 44 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 600 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24 円 80 銭
600 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25 円 79 銭

(5) その他

電流制限器等を無断で取り外す行為その他これに類する行為により，電灯または小型機器を使用した場合には，不正利用として取り扱い，供給契約を解約することがあります。この場合，供給約款 32（違約金）に定める違約金をお客さまにお支払いいただきます。

10　その他

(1) 当社は，供給約款 20（料金の算定）(1)イまたはロの場合も，供給約款 21（日割計算）にかかわらず，日割計算をいたしません。

(2) その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

附則

1　制度対応項の経過措置

別表（燃料費調整）(4)に定める制度対応項は，2027 年 3 月分の料金に係る計量期間等までは，0 円といたします。なお，2027 年 4 月分の料金に係る計量期間等以降については，燃料費調整単価の内訳として，当社ホームページに掲載いたします。

2　本定義書の実施にともなう切替措置

2026 年 10 月 31 日以前から電気の供給が継続している場合，2026 年 11 月分の料金の算定に適用する料金率は，9（電灯需要）(4)の定めにかかわらず，次のとおりといたします。

(1) 基本料金

契約電流 30 アンペア	1,765 円 72 銭
契約電流 40 アンペア	2,070 円 96 銭
契約電流 50 アンペア	2,376 円 20 銭
契約電流 60 アンペア	2,681 円 44 銭

(2) 電力量料金

最初の 600 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24 円 87 銭
600 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25 円 86 銭

別表

燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

燃料費調整額は，その 1 月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は，(3)の燃料費調整項，(4)の制度対応項，(5)の離島ユニバーサルサービス調整項の合計といたします。なお，燃料費調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(3) 燃料費調整項

イ　燃料費調整項の算定

(ｲ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α，β，γは，次のとおりといたします。

供給区域	α	β	γ
九州電力送配電株式会社	0.0053	0.1861	1.0757

なお，各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は，1 円とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 基準燃料価格

基準燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	基準燃料価格
九州電力送配電株式会社	27,400 円

(ﾊ) 燃料費調整項の算式

燃料費調整項は，次の算式によって算定された値といたします。なお，燃料費調整項の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$燃料費調整項 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) \times \frac{ロの基準単価}{1{,}000}$$

(ニ) 燃料費調整項の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整項は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整項適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整項適用期間は，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整項適用期間
毎年１月１日から３月 31 日までの期間	その年の６月分の料金に係る計量期間等
毎年２月１日から４月 30 日までの期間	その年の７月分の料金に係る計量期間等
毎年３月１日から５月 31 日までの期間	その年の８月分の料金に係る計量期間等
毎年４月１日から６月 30 日までの期間	その年の９月分の料金に係る計量期間等
毎年５月１日から７月 31 日までの期間	その年の 10 月分の料金に係る計量期間等
毎年６月１日から８月 31 日までの期間	その年の 11 月分の料金に係る計量期間等
毎年７月１日から９月 30 日までの期間	その年の 12 月分の料金に係る計量期間等
毎年８月１日から 10 月 31 日までの期間	翌年の１月分の料金に係る計量期間等
毎年９月１日から 11 月 30 日までの期間	翌年の２月分の料金に係る計量期間等
毎年 10 月１日から 12 月 31 日までの期間	翌年の３月分の料金に係る計量期間等
毎年 11 月１日から翌年の１月 31 日までの期間	翌年の４月分の料金に係る計量期間等
毎年 12 月１日から翌年の２月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月 29 日までの期間）	翌年の５月分の料金に係る計量期間等

ロ 基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

供給区域	単位	基準単価
九州電力送配電株式会社	１キロワット時につき	13 銭６厘

(4) 制度対応項

制度対応項は，当社が負担する次の費用を踏まえて，当社が定める値といたします。

イ 電力広域的運営推進機関の定款の定めにより，小売電気事業者に納入が求められる，容量市場（入札の実施により，将来の一定期間における電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力を確実に提供することを約する電気供給事業者を募集するための仕組みをいいます。）における供給力の確保に係る拠出金

ロ エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第５条およびエネルギー源の環境適合利用に関する電気事業者の判断の基準を定める告示に対応するための費用

(5) 離島ユニバーサルサービス調整項

イ　離島ユニバーサルサービス調整項の算定

(ｲ) 離島平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。なお，離島平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α，β，γは，次のとおりといたします。

供給区域	α	β	γ
九州電力送配電株式会社	1.0000	0.0000	0.0000

なお，各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 離島基準燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島基準燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	離島基準燃料価格
九州電力送配電株式会社	79,300 円

(ﾊ) 離島調整上限燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	離島調整上限燃料価格
九州電力送配電株式会社	119,000 円

(ﾆ) 離島ユニバーサルサービス調整項の算式

離島ユニバーサルサービス調整項は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島ユニバーサルサービス調整項の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

a　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整項

$$= (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

b　1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合

離島ユニバーサルサービス調整項

$$= (\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

(ホ) 離島ユニバーサルサービス調整項の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整項は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整項適用期間に使用される電気に適用いたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整項適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月分の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月分の料金に係る計量期間等

ロ　離島基準単価

離島基準単価は，離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

供給区域	単位	離島基準単価
九州電力送配電株式会社	1キロワット時につき	3厘

(6) 燃料費調整単価の公表

当社は，(2)によって算定された燃料費調整単価，(3)によって算定された平均燃料価格および燃料費調整項，(4)によって算定された制度対応項，(5)によって算定された離島平均燃料価格および離島ユニバーサルサービス調整項を，当社ホームページに掲載いたします。

電気契約種別定義書

つるでんＣプラン

九州電力エリア【低圧】

2026 年 11 月 1 日実施

鶴原液化ガス株式会社

目次

1　適用 1
2　実施期日 1
3　本定義書の変更 1
4　定義 1
5　単位および端数処理 1
6　電灯需要 1
7　その他 3
附則 4
別表 5

1　適用

(1) この電気契約種別定義書（以下「本定義書」といいます。）は，当社の電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）にもとづき，お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して，小売電気事業者が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。

(2) 本定義書は，次の地域に適用します。ただし，電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島には適用いたしません。

供給区域	適用地域
九州電力送配電株式会社	福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，宮崎県および鹿児島県

2　実施期日

本定義書は，2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

3　本定義書の変更

(1) 当社は，本定義書を変更する場合には，供給約款 2（本約款等の変更）の定めに準じます。

(2) 当社は，本定義書を廃止することがあります。この場合，当社はあらかじめ，当社ホームページに廃止する旨および廃止日を掲載いたします。

(3) 本定義書の廃止にともなうお客さまへの説明および通知の方法については，供給約款 38（供給契約の変更）(2)の定めに準じます。

4　定義

供給約款 3（定義）に定義される言葉は，本定義書においても同様の意味で使用いたします。

5　単位および端数処理

供給約款 4（単位および端数処理）に定める単位および端数処理は，本定義書においても同様といたします。

6　電灯需要

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ　契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として 50 キロボルトアンペア未満であること

ロ　1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で，契約容量と契約電力との合計（この場合，1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること

ただし，1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が，技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当該一般送配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえないと当該一般送配電事業者が認めた場合には，交流単相2線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流3相3線式標準電圧 200 ボルトとなることがあります。

(3) 契約容量

イ　契約容量は，原則として，契約主開閉器の定格電流にもとづき，供給約款別表 2（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。ただし，契約主開閉器で契約容量を定めることが適切ではないと当社が認める場合に限り，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，1 年間を通じての最大の負荷，使用状況および同種の契約を締結している他のお客さまの負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めることができるものとします。

ロ　電気の使用実態に応じ，イで定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては，当社はその理由を事前に通知の上，契約容量を変更することができるものとします。

(4) 料金

料金は，基本料金，電力量料金，別表（燃料費調整）(1)によって算定された燃料費調整額および供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

イ　基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	427円24銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの1キロワット時につき	18円21銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1キロワット時につき	23円81銭
300 キロワット時をこえる1キロワット時につき	26円81銭

(5) その他

契約主開閉器を無断で取り外し，または交換する行為その他これらに類する行為により，電灯または小型機器を使用した場合には，不正利用として取り扱い，供給契約を解約することがあります。この場合，供給約款 33（違約金）に定める違約金をお客さまにお支払いいただきます。

7　その他

(1) 当社は，供給約款 21（日割計算）に準じて日割計算を行い，料金を算定いたします。

(2) その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

附則

1　制度対応項の経過措置

別表（燃料費調整）(4)に定める制度対応項は，2027 年 3 月分の料金に係る計量期間等までは，0 円といたします。なお，2027 年 4 月分の料金に係る計量期間等以降については，燃料費調整単価の内訳として，当社ホームページに掲載いたします。

2　本定義書の実施にともなう切替措置

2026 年 10 月 31 日以前から電気の供給が継続している場合，2026 年 11 月分の料金の算定に適用する料金率は，6（電灯需要）(4)の定めにかかわらず，次のとおりといたします。

(1) 基本料金

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	305 円 24 銭

(2) 電力量料金

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 28 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 88 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 88 銭

別表

燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

燃料費調整額は，その 1 月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は，(3)の燃料費調整項，(4)の制度対応項，(5)の離島ユニバーサルサービス調整項の合計といたします。なお，燃料費調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(3) 燃料費調整項

イ　燃料費調整項の算定

(ｲ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α，β，γは，次のとおりといたします。

供給区域	α	β	γ
九州電力送配電株式会社	0.0053	0.1861	1.0757

なお，各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は，1 円とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 基準燃料価格

基準燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	基準燃料価格
九州電力送配電株式会社	27,400 円

(ﾊ) 燃料費調整項の算式

燃料費調整項は，次の算式によって算定された値といたします。なお，燃料費調整項の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$燃料費調整項 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) \times \frac{ロの基準単価}{1{,}000}$$

(ニ) 燃料費調整項の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整項は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整項適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整項適用期間は，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整項適用期間
毎年１月１日から３月 31 日までの期間	その年の６月分の料金に係る計量期間等
毎年２月１日から４月 30 日までの期間	その年の７月分の料金に係る計量期間等
毎年３月１日から５月 31 日までの期間	その年の８月分の料金に係る計量期間等
毎年４月１日から６月 30 日までの期間	その年の９月分の料金に係る計量期間等
毎年５月１日から７月 31 日までの期間	その年の 10 月分の料金に係る計量期間等
毎年６月１日から８月 31 日までの期間	その年の 11 月分の料金に係る計量期間等
毎年７月１日から９月 30 日までの期間	その年の 12 月分の料金に係る計量期間等
毎年８月１日から 10 月 31 日までの期間	翌年の１月分の料金に係る計量期間等
毎年９月１日から 11 月 30 日までの期間	翌年の２月分の料金に係る計量期間等
毎年 10 月１日から 12 月 31 日までの期間	翌年の３月分の料金に係る計量期間等
毎年 11 月１日から翌年の１月 31 日までの期間	翌年の４月分の料金に係る計量期間等
毎年 12 月１日から翌年の２月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月 29 日までの期間）	翌年の５月分の料金に係る計量期間等

ロ 基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

供給区域	単位	基準単価
九州電力送配電株式会社	１キロワット時につき	13 銭６厘

(4) 制度対応項

制度対応項は，当社が負担する次の費用を踏まえて，当社が定める値といたします。

イ 電力広域的運営推進機関の定款の定めにより，小売電気事業者に納入が求められる，容量市場（入札の実施により，将来の一定期間における電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力を確実に提供することを約する電気供給事業者を募集するための仕組みをいいます。）における供給力の確保に係る拠出金

ロ エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第５条およびエネルギー源の環境適合利用に関する電気事業者の判断の基準を定める告示に対応するための費用

(5) 離島ユニバーサルサービス調整項

イ　離島ユニバーサルサービス調整項の算定

(ｲ) 離島平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。なお，離島平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α，β，γは，次のとおりといたします。

供給区域	α	β	γ
九州電力送配電株式会社	1.0000	0.0000	0.0000

なお，各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 離島基準燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島基準燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	離島基準燃料価格
九州電力送配電株式会社	79,300 円

(ﾊ) 離島調整上限燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	離島調整上限燃料価格
九州電力送配電株式会社	119,000 円

(ﾆ) 離島ユニバーサルサービス調整項の算式

離島ユニバーサルサービス調整項は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島ユニバーサルサービス調整項の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

a　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整項

$$= (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

b　1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合

離島ユニバーサルサービス調整項

$$= (\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

(ホ) 離島ユニバーサルサービス調整項の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整項は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整項適用期間に使用される電気に適用いたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整項適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月分の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月分の料金に係る計量期間等

ロ　離島基準単価

離島基準単価は，離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

供給区域	単位	離島基準単価
九州電力送配電株式会社	1キロワット時につき	3厘

(6) 燃料費調整単価の公表

当社は，(2)によって算定された燃料費調整単価，(3)によって算定された平均燃料価格および燃料費調整項，(4)によって算定された制度対応項，(5)によって算定された離島平均燃料価格および離島ユニバーサルサービス調整項を，当社ホームページに掲載いたします。

電気契約種別定義書

実質再エネ C プラン

九州電力エリア【低圧】

2026 年 11 月 1 日実施

鶴原液化ガス株式会社

目次

1　適用 1
2　実施期日 1
3　本定義書の変更 1
4　定義 1
5　単位および端数処理 1
6　環境価値の提供 1
7　電源構成 2
8　電灯需要 2
9　その他 3
附則 4
別表 5

1　適用

(1) この電気契約種別定義書（以下「本定義書」といいます。）は，当社の電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）にもとづき，お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して，小売電気事業者が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。

(2) 本定義書は，次の地域に適用します。ただし，電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島には適用いたしません。

供給区域	適用地域
九州電力送配電株式会社	福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，宮崎県および鹿児島県

2　実施期日

本定義書は，2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

3　本定義書の変更

(1) 当社は，本定義書を変更する場合には，供給約款 2（本約款等の変更）の定めに準じます。

(2) 当社は，本定義書を廃止することがあります。この場合，当社はあらかじめ，当社ホームページに廃止する旨および廃止日を掲載いたします。

(3) 本定義書の廃止にともなうお客さまへの説明および通知の方法については，供給約款 38（供給契約の変更）(2)の定めに準じます。

4　定義

供給約款 3（定義）に定義される言葉は，本定義書においても同様の意味で使用いたします。また，次の言葉は，本定義書においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 環境価値

お客さまが使用される電気の二酸化炭素排出量を零とする価値をいいます。

(2) 非化石証書

再生可能エネルギーその他の非化石電源に由来する環境価値を証書化したものをいいます。

5　単位および端数処理

供給約款 4（単位および端数処理）に定める単位および端数処理は，本定義書においても同様といたします。

6　環境価値の提供

当社は，供給約款 19（使用電力量の算定）(1)にもとづくお客さまの使用電力量に応じて，再生可能エネルギー由来の非化石証書が有する環境価値を付加することにより，当該電気の二酸化炭素排出量を零といたします。

7　電源構成

当社は，供給する電気の電源構成および非化石証書の使用状況を，当社ホームページに掲載する方法によりお客さまにお知らせいたします。

8　電灯需要

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ　契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として 50 キロボルトアンペア未満であること

ロ　1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で，契約容量と契約電力との合計（この場合，1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること

ただし，1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が，技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当該一般送配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえないと当該一般送配電事業者が認めた場合には，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとなることがあります。

(3) 契約容量

イ　契約容量は，原則として，契約主開閉器の定格電流にもとづき，供給約款別表 2（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。ただし，契約主開閉器で契約容量を定めることが適切ではないと当社が認める場合に限り，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，1 年間を通じての最大の負荷，使用状況および同種の契約を締結している他のお客さまの負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めることができるものとします。

ロ　電気の使用実態に応じ，イで定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては，当社はその理由を事前に通知の上，契約容量を変更することができるものとします。

(4) 料金

料金は，基本料金，電力量料金，別表（燃料費調整）(1)によって算定された燃料費調整額および供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

イ　基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	427 円 24 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの１キロワット時につき	19 円 71 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの１キロワット時につき	25 円 31 銭
300 キロワット時をこえる１キロワット時につき	28 円 31 銭

(5) その他

契約主開閉器を無断で取り外し，または交換する行為その他これらに類する行為により，電灯または小型機器を使用した場合には，不正利用として取り扱い，供給契約を解約することがあります。この場合，供給約款 33（違約金）に定める違約金をお客さまにお支払いいただきます。

9　その他

(1) 当社は，供給約款 21（日割計算）に準じて日割計算を行い，料金を算定いたします。

(2) その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

附則

1　制度対応項の経過措置

別表（燃料費調整）(4)に定める制度対応項は，2027 年 3 月分の料金に係る計量期間等までは，0 円といたします。なお，2027 年 4 月分の料金に係る計量期間等以降については，燃料費調整単価の内訳として，当社ホームページに掲載いたします。

2　本定義書の実施にともなう切替措置

2026 年 10 月 31 日以前から電気の供給が継続している場合，2026 年 11 月分の料金の算定に適用する料金率は，8（電灯需要）(4)の定めにかかわらず，次のとおりといたします。

(1) 基本料金

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	305 円 24 銭

(2) 電力量料金

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19 円 78 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 38 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 38 銭

別表

燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

燃料費調整額は，その 1 月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は，(3)の燃料費調整項，(4)の制度対応項，(5)の離島ユニバーサルサービス調整項の合計といたします。なお，燃料費調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(3) 燃料費調整項

イ　燃料費調整項の算定

(ｲ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α，β，γは，次のとおりといたします。

供給区域	α	β	γ
九州電力送配電株式会社	0.0053	0.1861	1.0757

なお，各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は，1 円とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 基準燃料価格

基準燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	基準燃料価格
九州電力送配電株式会社	27,400 円

(ﾊ) 燃料費調整項の算式

燃料費調整項は，次の算式によって算定された値といたします。なお，燃料費調整項の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$燃料費調整項 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) \times \frac{ロの基準単価}{1{,}000}$$

(ニ) 燃料費調整項の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整項は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整項適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整項適用期間は，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整項適用期間
毎年１月１日から３月 31 日までの期間	その年の６月分の料金に係る計量期間等
毎年２月１日から４月 30 日までの期間	その年の７月分の料金に係る計量期間等
毎年３月１日から５月 31 日までの期間	その年の８月分の料金に係る計量期間等
毎年４月１日から６月 30 日までの期間	その年の９月分の料金に係る計量期間等
毎年５月１日から７月 31 日までの期間	その年の 10 月分の料金に係る計量期間等
毎年６月１日から８月 31 日までの期間	その年の 11 月分の料金に係る計量期間等
毎年７月１日から９月 30 日までの期間	その年の 12 月分の料金に係る計量期間等
毎年８月１日から 10 月 31 日までの期間	翌年の１月分の料金に係る計量期間等
毎年９月１日から 11 月 30 日までの期間	翌年の２月分の料金に係る計量期間等
毎年 10 月１日から 12 月 31 日までの期間	翌年の３月分の料金に係る計量期間等
毎年 11 月１日から翌年の１月 31 日までの期間	翌年の４月分の料金に係る計量期間等
毎年 12 月１日から翌年の２月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月 29 日までの期間）	翌年の５月分の料金に係る計量期間等

ロ 基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

供給区域	単位	基準単価
九州電力送配電株式会社	１キロワット時につき	13 銭６厘

(4) 制度対応項

制度対応項は，当社が負担する次の費用を踏まえて，当社が定める値といたします。

イ 電力広域的運営推進機関の定款の定めにより，小売電気事業者に納入が求められる，容量市場（入札の実施により，将来の一定期間における電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力を確実に提供することを約する電気供給事業者を募集するための仕組みをいいます。）における供給力の確保に係る拠出金

ロ エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第５条およびエネルギー源の環境適合利用に関する電気事業者の判断の基準を定める告示に対応するための費用

(5) 離島ユニバーサルサービス調整項

イ　離島ユニバーサルサービス調整項の算定

(ｲ) 離島平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。なお，離島平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α，β，γは，次のとおりといたします。

供給区域	α	β	γ
九州電力送配電株式会社	1.0000	0.0000	0.0000

なお，各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 離島基準燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島基準燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	離島基準燃料価格
九州電力送配電株式会社	79,300 円

(ﾊ) 離島調整上限燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	離島調整上限燃料価格
九州電力送配電株式会社	119,000 円

(ﾆ) 離島ユニバーサルサービス調整項の算式

離島ユニバーサルサービス調整項は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島ユニバーサルサービス調整項の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

a　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整項

$$= (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

b　1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合

離島ユニバーサルサービス調整項

$$= (\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

(ホ) 離島ユニバーサルサービス調整項の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整項は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整項適用期間に使用される電気に適用いたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整項適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月分の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月分の料金に係る計量期間等

ロ　離島基準単価

離島基準単価は，離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

供給区域	単位	離島基準単価
九州電力送配電株式会社	1キロワット時につき	3厘

(6) 燃料費調整単価の公表

当社は，(2)によって算定された燃料費調整単価，(3)によって算定された平均燃料価格および燃料費調整項，(4)によって算定された制度対応項，(5)によって算定された離島平均燃料価格および離島ユニバーサルサービス調整項を，当社ホームページに掲載いたします。

電気契約種別定義書

つるでんＣプランＬ

九州電力エリア【低圧】

2026 年 11 月 1 日実施

鶴原液化ガス株式会社

目次

1　適用 1
2　実施期日 1
3　本定義書の変更 1
4　定義 1
5　単位および端数処理 1
6　電灯需要 1
7　その他 3
附則 4
別表 5

1　適用

(1) この電気契約種別定義書（以下「本定義書」といいます。）は，当社の電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）にもとづき，お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して，小売電気事業者が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。

(2) 本定義書は，次の地域に適用します。ただし，電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島には適用いたしません。

供給区域	適用地域
九州電力送配電株式会社	福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，宮崎県および鹿児島県

2　実施期日

本定義書は，2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

3　本定義書の変更

(1) 当社は，本定義書を変更する場合には，供給約款 2（本約款等の変更）の定めに準じます。

(2) 当社は，本定義書を廃止することがあります。この場合，当社はあらかじめ，当社ホームページに廃止する旨および廃止日を掲載いたします。

(3) 本定義書の廃止にともなうお客さまへの説明および通知の方法については，供給約款 38（供給契約の変更）(2)の定めに準じます。

4　定義

供給約款 3（定義）に定義される言葉は，本定義書においても同様の意味で使用いたします。

5　単位および端数処理

供給約款 4（単位および端数処理）に定める単位および端数処理は，本定義書においても同様といたします。

6　電灯需要

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ　契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として 50 キロボルトアンペア未満であること

ロ　1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で，契約容量と契約電力との合計（この場合，1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること

ただし，1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が，技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当該一般送配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえないと当該一般送配電事業者が認めた場合には，交流単相2線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流3相3線式標準電圧 200 ボルトとなることがあります。

(3) 契約容量

イ　契約容量は，原則として，契約主開閉器の定格電流にもとづき，供給約款別表 2（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。ただし，契約主開閉器で契約容量を定めることが適切ではないと当社が認める場合に限り，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，1 年間を通じての最大の負荷，使用状況および同種の契約を締結している他のお客さまの負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めることができるものとします。

ロ　電気の使用実態に応じ，イで定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては，当社はその理由を事前に通知の上，契約容量を変更することができるものとします。

(4) 料金

料金は，基本料金，電力量料金，別表（燃料費調整）(1)によって算定された燃料費調整額および供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

イ　基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	438円24銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの1キロワット時につき	20円12銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1キロワット時につき	20円25銭
300 キロワット時をこえる1キロワット時につき	23円88銭

(5) その他

契約主開閉器を無断で取り外し，または交換する行為その他これらに類する行為により，電灯または小型機器を使用した場合には，不正利用として取り扱い，供給契約を解約することがあります。この場合，供給約款 33（違約金）に定める違約金をお客さまにお支払いいただきます。

7　その他

(1) 当社は，供給約款 21（日割計算）に準じて日割計算を行い，料金を算定いたします。

(2) その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

附則

1　制度対応項の経過措置

別表（燃料費調整）(4)に定める制度対応項は，2027 年 3 月分の料金に係る計量期間等までは，0 円といたします。なお，2027 年 4 月分の料金に係る計量期間等以降については，燃料費調整単価の内訳として，当社ホームページに掲載いたします。

2　本定義書の実施にともなう切替措置

2026 年 10 月 31 日以前から電気の供給が継続している場合，2026 年 11 月分の料金の算定に適用する料金率は，6（電灯需要）(4)の定めにかかわらず，次のとおりといたします。

(1) 基本料金

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	316 円 24 銭

(2) 電力量料金

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20 円 19 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20 円 32 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23 円 95 銭

別表

燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

燃料費調整額は，その 1 月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は，(3)の燃料費調整項，(4)の制度対応項，(5)の離島ユニバーサルサービス調整項の合計といたします。なお，燃料費調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(3) 燃料費調整項

イ　燃料費調整項の算定

(ｲ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α，β，γは，次のとおりといたします。

供給区域	α	β	γ
九州電力送配電株式会社	0.0053	0.1861	1.0757

なお，各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は，1 円とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 基準燃料価格

基準燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	基準燃料価格
九州電力送配電株式会社	27,400 円

(ﾊ) 燃料費調整項の算式

燃料費調整項は，次の算式によって算定された値といたします。なお，燃料費調整項の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$燃料費調整項 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) \times \frac{ロの基準単価}{1{,}000}$$

(ニ) 燃料費調整項の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整項は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整項適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整項適用期間は，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整項適用期間
毎年１月１日から３月 31 日までの期間	その年の６月分の料金に係る計量期間等
毎年２月１日から４月 30 日までの期間	その年の７月分の料金に係る計量期間等
毎年３月１日から５月 31 日までの期間	その年の８月分の料金に係る計量期間等
毎年４月１日から６月 30 日までの期間	その年の９月分の料金に係る計量期間等
毎年５月１日から７月 31 日までの期間	その年の 10 月分の料金に係る計量期間等
毎年６月１日から８月 31 日までの期間	その年の 11 月分の料金に係る計量期間等
毎年７月１日から９月 30 日までの期間	その年の 12 月分の料金に係る計量期間等
毎年８月１日から 10 月 31 日までの期間	翌年の１月分の料金に係る計量期間等
毎年９月１日から 11 月 30 日までの期間	翌年の２月分の料金に係る計量期間等
毎年 10 月１日から 12 月 31 日までの期間	翌年の３月分の料金に係る計量期間等
毎年 11 月１日から翌年の１月 31 日までの期間	翌年の４月分の料金に係る計量期間等
毎年 12 月１日から翌年の２月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月 29 日までの期間）	翌年の５月分の料金に係る計量期間等

ロ 基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

供給区域	単位	基準単価
九州電力送配電株式会社	１キロワット時につき	13 銭６厘

(4) 制度対応項

制度対応項は，当社が負担する次の費用を踏まえて，当社が定める値といたします。

イ 電力広域的運営推進機関の定款の定めにより，小売電気事業者に納入が求められる，容量市場（入札の実施により，将来の一定期間における電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力を確実に提供することを約する電気供給事業者を募集するための仕組みをいいます。）における供給力の確保に係る拠出金

ロ エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第５条およびエネルギー源の環境適合利用に関する電気事業者の判断の基準を定める告示に対応するための費用

(5) 離島ユニバーサルサービス調整項

イ　離島ユニバーサルサービス調整項の算定

(ｲ) 離島平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。なお，離島平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α，β，γは，次のとおりといたします。

供給区域	α	β	γ
九州電力送配電株式会社	1.0000	0.0000	0.0000

なお，各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 離島基準燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島基準燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	離島基準燃料価格
九州電力送配電株式会社	79,300 円

(ﾊ) 離島調整上限燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	離島調整上限燃料価格
九州電力送配電株式会社	119,000 円

(ﾆ) 離島ユニバーサルサービス調整項の算式

離島ユニバーサルサービス調整項は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島ユニバーサルサービス調整項の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

a　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整項

$$= (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

b　1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合

離島ユニバーサルサービス調整項

$$= (\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

(ホ) 離島ユニバーサルサービス調整項の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整項は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整項適用期間に使用される電気に適用いたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整項適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月分の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月分の料金に係る計量期間等

ロ　離島基準単価

離島基準単価は，離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

供給区域	単位	離島基準単価
九州電力送配電株式会社	1キロワット時につき	3厘

(6) 燃料費調整単価の公表

当社は，(2)によって算定された燃料費調整単価，(3)によって算定された平均燃料価格および燃料費調整項，(4)によって算定された制度対応項，(5)によって算定された離島平均燃料価格および離島ユニバーサルサービス調整項を，当社ホームページに掲載いたします。

電気契約種別定義書

実質再エネＣプランＬ

九州電力エリア【低圧】

2026 年 11 月 1 日実施

鶴原液化ガス株式会社

目次

1　適用 1
2　実施期日 1
3　本定義書の変更 1
4　定義 1
5　単位および端数処理 1
6　環境価値の提供 1
7　電源構成 2
8　電灯需要 2
9　その他 3
附則 4
別表 5

1　適用

(1) この電気契約種別定義書（以下「本定義書」といいます。）は，当社の電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）にもとづき，お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して，小売電気事業者が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。

(2) 本定義書は，次の地域に適用します。ただし，電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島には適用いたしません。

供給区域	適用地域
九州電力送配電株式会社	福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，宮崎県および鹿児島県

2　実施期日

本定義書は，2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

3　本定義書の変更

(1) 当社は，本定義書を変更する場合には，供給約款 2（本約款等の変更）の定めに準じます。

(2) 当社は，本定義書を廃止することがあります。この場合，当社はあらかじめ，当社ホームページに廃止する旨および廃止日を掲載いたします。

(3) 本定義書の廃止にともなうお客さまへの説明および通知の方法については，供給約款 38（供給契約の変更）(2)の定めに準じます。

4　定義

供給約款 3（定義）に定義される言葉は，本定義書においても同様の意味で使用いたします。また，次の言葉は，本定義書においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 環境価値

お客さまが使用される電気の二酸化炭素排出量を零とする価値をいいます。

(2) 非化石証書

再生可能エネルギーその他の非化石電源に由来する環境価値を証書化したものをいいます。

5　単位および端数処理

供給約款 4（単位および端数処理）に定める単位および端数処理は，本定義書においても同様といたします。

6　環境価値の提供

当社は，供給約款 19（使用電力量の算定）(1)にもとづくお客さまの使用電力量に応じて，再生可能エネルギー由来の非化石証書が有する環境価値を付加することにより，当該電気の二酸化炭素排出量を零といたします。

7　電源構成

当社は，供給する電気の電源構成および非化石証書の使用状況を，当社ホームページに掲載する方法によりお客さまにお知らせいたします。

8　電灯需要

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ　契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として 50 キロボルトアンペア未満であること

ロ　1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で，契約容量と契約電力との合計（この場合，1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること

ただし，1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が，技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当該一般送配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえないと当該一般送配電事業者が認めた場合には，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとなることがあります。

(3) 契約容量

イ　契約容量は，原則として，契約主開閉器の定格電流にもとづき，供給約款別表 2（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。ただし，契約主開閉器で契約容量を定めることが適切ではないと当社が認める場合に限り，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，1 年間を通じての最大の負荷，使用状況および同種の契約を締結している他のお客さまの負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めることができるものとします。

ロ　電気の使用実態に応じ，イで定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては，当社はその理由を事前に通知の上，契約容量を変更することができるものとします。

(4) 料金

料金は，基本料金，電力量料金，別表（燃料費調整）(1)によって算定された燃料費調整額および供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

イ　基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	438 円 24 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの１キロワット時につき	21 円 62 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの１キロワット時につき	21 円 75 銭
300 キロワット時をこえる１キロワット時につき	25 円 38 銭

(5) その他

契約主開閉器を無断で取り外し，または交換する行為その他これらに類する行為により，電灯または小型機器を使用した場合には，不正利用として取り扱い，供給契約を解約することがあります。この場合，供給約款 33（違約金）に定める違約金をお客さまにお支払いいただきます。

9　その他

(1) 当社は，供給約款 21（日割計算）に準じて日割計算を行い，料金を算定いたします。

(2) その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

附則

1　制度対応項の経過措置

別表（燃料費調整）(4)に定める制度対応項は，2027 年 3 月分の料金に係る計量期間等までは，0 円といたします。なお，2027 年 4 月分の料金に係る計量期間等以降については，燃料費調整単価の内訳として，当社ホームページに掲載いたします。

2　本定義書の実施にともなう切替措置

2026 年 10 月 31 日以前から電気の供給が継続している場合，2026 年 11 月分の料金の算定に適用する料金率は，8（電灯需要）(4)の定めにかかわらず，次のとおりといたします。

(1) 基本料金

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	316 円 24 銭

(2) 電力量料金

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 69 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 82 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25 円 45 銭

別表

燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

燃料費調整額は，その 1 月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は，(3)の燃料費調整項，(4)の制度対応項，(5)の離島ユニバーサルサービス調整項の合計といたします。なお，燃料費調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(3) 燃料費調整項

イ　燃料費調整項の算定

(ｲ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α，β，γは，次のとおりといたします。

供給区域	α	β	γ
九州電力送配電株式会社	0.0053	0.1861	1.0757

なお，各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は，1 円とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 基準燃料価格

基準燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	基準燃料価格
九州電力送配電株式会社	27,400 円

(ﾊ) 燃料費調整項の算式

燃料費調整項は，次の算式によって算定された値といたします。なお，燃料費調整項の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$燃料費調整項 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) \times \frac{ロの基準単価}{1{,}000}$$

(ニ) 燃料費調整項の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整項は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整項適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整項適用期間は，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整項適用期間
毎年１月１日から３月 31 日までの期間	その年の６月分の料金に係る計量期間等
毎年２月１日から４月 30 日までの期間	その年の７月分の料金に係る計量期間等
毎年３月１日から５月 31 日までの期間	その年の８月分の料金に係る計量期間等
毎年４月１日から６月 30 日までの期間	その年の９月分の料金に係る計量期間等
毎年５月１日から７月 31 日までの期間	その年の 10 月分の料金に係る計量期間等
毎年６月１日から８月 31 日までの期間	その年の 11 月分の料金に係る計量期間等
毎年７月１日から９月 30 日までの期間	その年の 12 月分の料金に係る計量期間等
毎年８月１日から 10 月 31 日までの期間	翌年の１月分の料金に係る計量期間等
毎年９月１日から 11 月 30 日までの期間	翌年の２月分の料金に係る計量期間等
毎年 10 月１日から 12 月 31 日までの期間	翌年の３月分の料金に係る計量期間等
毎年 11 月１日から翌年の１月 31 日までの期間	翌年の４月分の料金に係る計量期間等
毎年 12 月１日から翌年の２月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月 29 日までの期間）	翌年の５月分の料金に係る計量期間等

ロ 基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

供給区域	単位	基準単価
九州電力送配電株式会社	１キロワット時につき	13 銭６厘

(4) 制度対応項

制度対応項は，当社が負担する次の費用を踏まえて，当社が定める値といたします。

イ 電力広域的運営推進機関の定款の定めにより，小売電気事業者に納入が求められる，容量市場（入札の実施により，将来の一定期間における電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力を確実に提供することを約する電気供給事業者を募集するための仕組みをいいます。）における供給力の確保に係る拠出金

ロ エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第５条およびエネルギー源の環境適合利用に関する電気事業者の判断の基準を定める告示に対応するための費用

(5) 離島ユニバーサルサービス調整項

イ　離島ユニバーサルサービス調整項の算定

(ｲ) 離島平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。なお，離島平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α，β，γは，次のとおりといたします。

供給区域	α	β	γ
九州電力送配電株式会社	1.0000	0.0000	0.0000

なお，各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 離島基準燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島基準燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	離島基準燃料価格
九州電力送配電株式会社	79,300 円

(ﾊ) 離島調整上限燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	離島調整上限燃料価格
九州電力送配電株式会社	119,000 円

(ﾆ) 離島ユニバーサルサービス調整項の算式

離島ユニバーサルサービス調整項は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島ユニバーサルサービス調整項の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

a　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整項

$$= (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

b　1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合

離島ユニバーサルサービス調整項

$$= (\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

(ホ) 離島ユニバーサルサービス調整項の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整項は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整項適用期間に使用される電気に適用いたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整項適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月分の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月分の料金に係る計量期間等

ロ　離島基準単価

離島基準単価は，離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

供給区域	単位	離島基準単価
九州電力送配電株式会社	1キロワット時につき	3厘

(6) 燃料費調整単価の公表

当社は，(2)によって算定された燃料費調整単価，(3)によって算定された平均燃料価格および燃料費調整項，(4)によって算定された制度対応項，(5)によって算定された離島平均燃料価格および離島ユニバーサルサービス調整項を，当社ホームページに掲載いたします。

電気契約種別定義書

つるでん動力プラン

九州電力エリア【低圧】

2026 年 11 月 1 日実施

鶴原液化ガス株式会社

目次

1　適用 1
2　実施期日 1
3　本定義書の変更 1
4　定義 1
5　単位および端数処理 1
6　電力需要 1
7　日割計算 3
8　その他 3
附則 4
別表 5

1　適用

(1) この電気契約種別定義書（以下「本定義書」といいます。）は，当社の電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）にもとづき，お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して，小売電気事業者が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。

(2) 本定義書は，次の地域に適用します。ただし，電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島には適用いたしません。

供給区域	適用地域
九州電力送配電株式会社	福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，宮崎県および鹿児島県

2　実施期日

本定義書は，2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

3　本定義書の変更

(1) 当社は，本定義書を変更する場合には，供給約款 2（本約款等の変更）の定めに準じます。

(2) 当社は，本定義書を廃止することがあります。この場合，当社はあらかじめ，当社ホームページに廃止する旨および廃止日を掲載いたします。

(3) 本定義書の廃止にともなうお客さまへの説明および通知の方法については，供給約款 38（供給契約の変更）(2)の定めに準じます。

4　定義

供給約款 3（定義）に定義される言葉は，本定義書においても同様の意味で使用いたします。

5　単位および端数処理

供給約款 4（単位および端数処理）に定める単位および端数処理は，本定義書においても同様といたします。

6　電力需要

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ　契約電力が原則として 50 キロワット未満であること

ロ　1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合は，契約電流（この場合，10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること

ただし，1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が，技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当該一般送配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえないと当該一般送配電事業者が認めた場合には，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとなることがあります。

(3) 契約電力

イ　契約電力は，原則として，契約主開閉器の定格電流にもとづき，供給約款別表 2（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。ただし，契約主開閉器で契約電力を定めることが適切ではないと当社が認める場合に限り，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，1 年間を通じての最大の負荷，使用状況および同種の契約を締結している他のお客さまの負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めることができるものとします。

ロ　電気の使用実態に応じ，イで定めた契約電力が不適切と当社が認める場合においては，当社はその理由を事前に通知の上，契約電力を変更することができるものとします。

(4) 料金

料金は，基本料金，電力量料金，別表 1（燃料費調整）(1)によって算定された燃料費調整額および供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から，ハ（省エネ割引）によって算定された省エネ割引額を差し引いたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,104 円 44 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の季節別の使用電力量によって算定いたします。

使用電力量		夏季料金	その他季料金
第 1 段階料金	最初の[契約電力×120]キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 22 銭	15 円 53 銭
第 2 段階料金	[契約電力×120]キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	20 円 47 銭	20 円 47 銭

ハ　省エネ割引

省エネ割引額は，その 1 月の使用電力量が契約電力 1 キロワットあたり 50 キロワット時以下である場合に，次により算定いたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の省エネ割引額は，契約電力が 1 キロワットの場合の省エネ割引額の半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	50 円 00 銭

(5) その他

契約主開閉器を無断で取り外し，または交換する行為その他これらに類する行為や，変圧器，発電設備等を介して電灯または小型機器を使用する行為があった場合には，不正利用として取り扱い，供給契約を解約することがあります。この場合，供給約款 33（違約金）に定める違約金をお客さまにお支払いいただきます。

7　日割計算

(1) 当社は，供給約款 20（料金の算定）(1)イまたはロの場合は，供給約款 21（日割計算）にかかわらず，次により料金を算定いたします。

イ　基本料金は，別表 2（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算いたします。

ロ　電力量料金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。ただし，電力量区分については，別表 2（日割計算の基本算式）(1)ロにより算定いたします。

ハ　省エネ割引は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。ただし，省エネ割引適用区分については，別表 2（日割計算の基本算式）(1)ハにより日割計算いたします。

ニ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 2（日割計算の基本算式）(1)ニにより算定いたします。

(2) 供給約款 20（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日を含み，終了日を除きます。

8　その他

その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

附則

1　制度対応項の経過措置

別表１（燃料費調整）(4)に定める制度対応項は，2027 年３月分の料金に係る計量期間等までは，0 円といたします。なお，2027 年４月分の料金に係る計量期間等以降については，燃料費調整単価の内訳として，当社ホームページに掲載いたします。

2　本定義書の実施にともなう切替措置

2026 年 10 月 31 日以前から電気の供給が継続している場合，2026 年 11 月分の料金の算定に適用する料金率は，6（電力需要）(4)の定めにかかわらず，次のとおりといたします。

(1) 基本料金

契約電力１キロワットにつき	972 円 06 銭

(2) 電力量料金

使用電力量		夏季料金	その他季料金
第１段階料金	最初の[契約電力×120]キロワット時までの１キロワット時につき	17 円 27 銭	15 円 58 銭
第２段階料金	[契約電力×120]キロワット時をこえる１キロワット時につき	20 円 52 銭	20 円 52 銭

(3) 省エネ割引

契約電力１キロワットにつき	50 円 00 銭

別表

1　燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

燃料費調整額は，その 1 月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は，(3)の燃料費調整項，(4)の制度対応項，(5)の離島ユニバーサルサービス調整項の合計といたします。なお，燃料費調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(3) 燃料費調整項

イ　燃料費調整項の算定

(ｲ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α，β，γは，次のとおりといたします。

供給区域	α	β	γ
九州電力送配電株式会社	0.0053	0.1861	1.0757

なお，各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は，1 円とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 基準燃料価格

基準燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	基準燃料価格
九州電力送配電株式会社	27,400 円

(ﾊ) 燃料費調整項の算式

燃料費調整項は，次の算式によって算定された値といたします。なお，燃料費調整項の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整項} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの基準単価}}{1{,}000}$$

(ニ) 燃料費調整項の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整項は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整項適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整項適用期間は，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整項適用期間
毎年１月１日から３月 31 日までの期間	その年の６月分の料金に係る計量期間等
毎年２月１日から４月 30 日までの期間	その年の７月分の料金に係る計量期間等
毎年３月１日から５月 31 日までの期間	その年の８月分の料金に係る計量期間等
毎年４月１日から６月 30 日までの期間	その年の９月分の料金に係る計量期間等
毎年５月１日から７月 31 日までの期間	その年の 10 月分の料金に係る計量期間等
毎年６月１日から８月 31 日までの期間	その年の 11 月分の料金に係る計量期間等
毎年７月１日から９月 30 日までの期間	その年の 12 月分の料金に係る計量期間等
毎年８月１日から 10 月 31 日までの期間	翌年の１月分の料金に係る計量期間等
毎年９月１日から 11 月 30 日までの期間	翌年の２月分の料金に係る計量期間等
毎年 10 月１日から 12 月 31 日までの期間	翌年の３月分の料金に係る計量期間等
毎年 11 月１日から翌年の１月 31 日までの期間	翌年の４月分の料金に係る計量期間等
毎年 12 月１日から翌年の２月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月 29 日までの期間）	翌年の５月分の料金に係る計量期間等

ロ 基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

供給区域	単位	基準単価
九州電力送配電株式会社	１キロワット時につき	13 銭６厘

(1) 制度対応項

制度対応項は，当社が負担する次の費用を踏まえて，当社が定める値といたします。

イ 電力広域的運営推進機関の定款の定めにより，小売電気事業者に納入が求められる，容量市場（入札の実施により，将来の一定期間における電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力を確実に提供することを約する電気供給事業者を募集するための仕組みをいいます。）における供給力の確保に係る拠出金

ロ エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第５条およびエネルギー源の環境適合利用に関する電気事業者の判断の基準を定める告示に対応するための費用

(4) 離島ユニバーサルサービス調整項

イ　離島ユニバーサルサービス調整項の算定

(ｲ) 離島平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。なお，離島平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α，β，γは，次のとおりといたします。

供給区域	α	β	γ
九州電力送配電株式会社	1.0000	0.0000	0.0000

なお，各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 離島基準燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島基準燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	離島基準燃料価格
九州電力送配電株式会社	79,300 円

(ﾊ) 離島調整上限燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	離島調整上限燃料価格
九州電力送配電株式会社	119,000 円

(ﾆ) 離島ユニバーサルサービス調整項の算式

離島ユニバーサルサービス調整項は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島ユニバーサルサービス調整項の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

a　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整項

$$= (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

b　1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合

離島ユニバーサルサービス調整項

$$= (\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

(ホ) 離島ユニバーサルサービス調整項の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整項は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整項適用期間に使用される電気に適用いたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整項適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月分の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月分の料金に係る計量期間等

ロ　離島基準単価

離島基準単価は，離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

供給区域	単位	離島基準単価
九州電力送配電株式会社	1キロワット時につき	3厘

(5) 燃料費調整単価の公表

当社は，(2)によって算定された燃料費調整単価，(3)によって算定された平均燃料価格および燃料費調整項，(4)によって算定された制度対応項，(5)によって算定された離島平均燃料価格および離島ユニバーサルサービス調整項を，当社ホームページに掲載いたします。

2　日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。

イ　基本料金の日割計算

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

ロ　電力量料金の日割計算

$$\text{第1段階料金適用電力量} = [\text{契約電力} \times 120]\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

ただし，$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$は小数点以下第3位で切り捨ていたします。

なお，第1段階料金適用電力量とは，使用電力量のうち，第1段階料金を適用する電力量をいい，その単位は1キロワット時とし，その端数は小数点以下第1位で切り上げいたします。第1段階料金適用電力量をこえる電力量には，第2段階料金を適用いたします。

ハ　省エネ割引適用区分の日割計算

$$\text{省エネ割引適用電力量} = [\text{契約電力} \times 50]\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

ただし，$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$は小数点以下第3位で切り捨ていたします。

なお，省エネ割引適用電力量とは，省エネ割引を適用する基準となる電力量をいい，その単位は1キロワット時とし，その端数は小数点以下第1位で切り上げいたします。

ニ　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

再生可能エネルギー発電促進賦課金は，料金の算定期間における使用電力量により算定いたします。

(2) 電気の供給を開始し，または供給契約が終了した場合の(1)イからハにいう暦日数は，次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

電気の供給を開始した日が含まれる計量期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数といたします。

ロ　供給契約が終了した場合

供給契約が終了した日の前日が含まれる計量期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数といたします。

(3) 供給約款19（使用電力量の算定）(5)の場合における，電気の供給を開始し，または供給契約が終了したときの(1)イからハにいう暦日数については，(2)の規程に準ずるものといたします。

電気契約種別定義書

実質再エネ動力プラン

九州電力エリア【低圧】

2026 年 11 月 1 日実施

鶴原液化ガス株式会社

目次

1　適用 1
2　実施期日 1
3　本定義書の変更 1
4　定義 1
5　単位および端数処理 1
6　環境価値の提供 1
7　電源構成 2
8　電力需要 2
9　日割計算 3
10　その他 4
附則 5
別表 6

1　適用

(1) この電気契約種別定義書（以下「本定義書」といいます。）は，当社の電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）にもとづき，お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して，小売電気事業者が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。

(2) 本定義書は，次の地域に適用します。ただし，電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島には適用いたしません。

供給区域	適用地域
九州電力送配電株式会社	福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，宮崎県および鹿児島県

2　実施期日

本定義書は，2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

3　本定義書の変更

(1) 当社は，本定義書を変更する場合には，供給約款 2（本約款等の変更）の定めに準じます。

(2) 当社は，本定義書を廃止することがあります。この場合，当社はあらかじめ，当社ホームページに廃止する旨および廃止日を掲載いたします。

(3) 本定義書の廃止にともなうお客さまへの説明および通知の方法については，供給約款 38（供給契約の変更）(2)の定めに準じます。

4　定義

供給約款 3（定義）に定義される言葉は，本定義書においても同様の意味で使用いたします。また，次の言葉は，本定義書においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 環境価値

お客さまが使用される電気の二酸化炭素排出量を零とする価値をいいます。

(2) 非化石証書

再生可能エネルギーその他の非化石電源に由来する環境価値を証書化したものをいいます。

5　単位および端数処理

供給約款 4（単位および端数処理）に定める単位および端数処理は，本定義書においても同様といたします。

6　環境価値の提供

当社は，供給約款 19（使用電力量の算定）(1)にもとづくお客さまの使用電力量に応じて，再生可能エネルギー由来の非化石証書が有する環境価値を付加することにより，当該電気の二酸化炭素排出量を零といたします。

7　電源構成

当社は，供給する電気の電源構成および非化石証書の使用状況を，当社ホームページに掲載する方法によりお客さまにお知らせいたします。

8　電力需要

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ　契約電力が原則として 50 キロワット未満であること

ロ　1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合は，契約電流（この場合，10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること

ただし，1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が，技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当該一般送配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえないと当該一般送配電事業者が認めた場合には，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとなることがあります。

(3) 契約電力

イ　契約電力は，原則として，契約主開閉器の定格電流にもとづき，供給約款別表 2（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。ただし，契約主開閉器で契約電力を定めることが適切ではないと当社が認める場合に限り，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，1 年間を通じての最大の負荷，使用状況および同種の契約を締結している他のお客さまの負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めることができるものとします。

ロ　電気の使用実態に応じ，イで定めた契約電力が不適切と当社が認める場合においては，当社はその理由を事前に通知の上，契約電力を変更することができるものとします。

(4) 料金

料金は，基本料金，電力量料金，別表 1（燃料費調整）(1)によって算定された燃料費調整額および供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から，ハ（省エネ割引）によって算定された省エネ割引額を差し引いたものとといたします。

イ　基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,104 円 44 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の季節別の使用電力量によって算定いたします。

使用電力量		夏季料金	その他季料金
第 1 段階料金	最初の[契約電力×120]キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 72 銭	17 円 03 銭
第 2 段階料金	[契約電力×120]キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21 円 97 銭	21 円 97 銭

ハ　省エネ割引

省エネ割引額は，その 1 月の使用電力量が契約電力 1 キロワットあたり 50 キロワット時以下である場合に，次により算定いたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の省エネ割引額は，契約電力が 1 キロワットの場合の省エネ割引額の半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	50 円 00 銭

(5) その他

契約主開閉器を無断で取り外し，または交換する行為その他これらに類する行為や，変圧器，発電設備等を介して電灯または小型機器を使用する行為があった場合には，不正利用として取り扱い，供給契約を解約することがあります。この場合，供給約款 33（違約金）に定める違約金をお客さまにお支払いいただきます。

9　日割計算

(1) 当社は，供給約款 20（料金の算定）(1)イまたはロの場合は，供給約款 21（日割計算）にかかわらず，次により料金を算定いたします。

イ　基本料金は，別表 2（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算いたします。

ロ　電力量料金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。ただし，電力量区分については，別表 2（日割計算の基本算式）(1)ロにより算定いたします。

ハ　省エネ割引は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。ただし，省エネ割引適用区分については，別表 2（日割計算の基本算式）(1)ハにより日割計算いたします。

ニ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 2（日割計算の基本算式）(1)ニにより算定いたします。

(2) 供給約款 20（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日を含み，終了日を除きます。

10　その他

その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

附則

1　制度対応項の経過措置

別表１（燃料費調整）(4)に定める制度対応項は，2027 年３月分の料金に係る計量期間等までは，０円といたします。なお，2027 年４月分の料金に係る計量期間等以降については，燃料費調整単価の内訳として，当社ホームページに掲載いたします。

2　本定義書の実施にともなう切替措置

2026 年 10 月 31 日以前から電気の供給が継続している場合，2026 年 11 月分の料金の算定に適用する料金率は，８（電力需要）(4)の定めにかかわらず，次のとおりといたします。

(1) 基本料金

契約電力１キロワットにつき	972 円 06 銭

(2) 電力量料金

使用電力量		夏季料金	その他季料金
第１段階料金	最初の[契約電力×120]キロワット時までの１キロワット時につき	18 円 77 銭	17 円 08 銭
第２段階料金	[契約電力×120]キロワット時をこえる１キロワット時につき	22 円 02 銭	22 円 02 銭

(3) 省エネ割引

契約電力１キロワットにつき	50 円 00 銭

別表

1　燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

燃料費調整額は，その 1 月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は，(3)の燃料費調整項，(4)の制度対応項，(5)の離島ユニバーサルサービス調整項の合計といたします。なお，燃料費調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(3) 燃料費調整項

イ　燃料費調整項の算定

(ｲ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α，β，γは，次のとおりといたします。

供給区域	α	β	γ
九州電力送配電株式会社	0.0053	0.1861	1.0757

なお，各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は，1 円とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 基準燃料価格

基準燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	基準燃料価格
九州電力送配電株式会社	27,400 円

(ﾊ) 燃料費調整項の算式

燃料費調整項は，次の算式によって算定された値といたします。なお，燃料費調整項の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$燃料費調整項 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) \times \frac{ロの基準単価}{1{,}000}$$

(ニ) 燃料費調整項の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整項は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整項適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整項適用期間は，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整項適用期間
毎年１月１日から３月 31 日までの期間	その年の６月分の料金に係る計量期間等
毎年２月１日から４月 30 日までの期間	その年の７月分の料金に係る計量期間等
毎年３月１日から５月 31 日までの期間	その年の８月分の料金に係る計量期間等
毎年４月１日から６月 30 日までの期間	その年の９月分の料金に係る計量期間等
毎年５月１日から７月 31 日までの期間	その年の 10 月分の料金に係る計量期間等
毎年６月１日から８月 31 日までの期間	その年の 11 月分の料金に係る計量期間等
毎年７月１日から９月 30 日までの期間	その年の 12 月分の料金に係る計量期間等
毎年８月１日から 10 月 31 日までの期間	翌年の１月分の料金に係る計量期間等
毎年９月１日から 11 月 30 日までの期間	翌年の２月分の料金に係る計量期間等
毎年 10 月１日から 12 月 31 日までの期間	翌年の３月分の料金に係る計量期間等
毎年 11 月１日から翌年の１月 31 日までの期間	翌年の４月分の料金に係る計量期間等
毎年 12 月１日から翌年の２月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月 29 日までの期間）	翌年の５月分の料金に係る計量期間等

ロ 基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

供給区域	単位	基準単価
九州電力送配電株式会社	１キロワット時につき	13 銭６厘

(1) 制度対応項

制度対応項は，当社が負担する次の費用を踏まえて，当社が定める値といたします。

イ 電力広域的運営推進機関の定款の定めにより，小売電気事業者に納入が求められる，容量市場（入札の実施により，将来の一定期間における電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力を確実に提供することを約する電気供給事業者を募集するための仕組みをいいます。）における供給力の確保に係る拠出金

ロ エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第５条およびエネルギー源の環境適合利用に関する電気事業者の判断の基準を定める告示に対応するための費用

(4) 離島ユニバーサルサービス調整項

イ　離島ユニバーサルサービス調整項の算定

(イ) 離島平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。なお，離島平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α，β，γは，次のとおりといたします。

供給区域	α	β	γ
九州電力送配電株式会社	1.0000	0.0000	0.0000

なお，各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ロ) 離島基準燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島基準燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	離島基準燃料価格
九州電力送配電株式会社	79,300 円

(ハ) 離島調整上限燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	離島調整上限燃料価格
九州電力送配電株式会社	119,000 円

(ニ) 離島ユニバーサルサービス調整項の算式

離島ユニバーサルサービス調整項は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島ユニバーサルサービス調整項の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

a　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整項

$$= (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

b　1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合

離島ユニバーサルサービス調整項

$$= (\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

(ホ) 離島ユニバーサルサービス調整項の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整項は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整項適用期間に使用される電気に適用いたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整項適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月分の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月分の料金に係る計量期間等

ロ　離島基準単価

離島基準単価は，離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

供給区域	単位	離島基準単価
九州電力送配電株式会社	1キロワット時につき	3厘

(5) 燃料費調整単価の公表

当社は，(2)によって算定された燃料費調整単価，(3)によって算定された平均燃料価格および燃料費調整項，(4)によって算定された制度対応項，(5)によって算定された離島平均燃料価格および離島ユニバーサルサービス調整項を，当社ホームページに掲載いたします。

2　日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。

イ　基本料金の日割計算

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

ロ　電力量料金の日割計算

$$\text{第1段階料金適用電力量} = [\text{契約電力} \times 120]\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

ただし，$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$は小数点以下第3位で切り捨ていたします。

なお，第1段階料金適用電力量とは，使用電力量のうち，第1段階料金を適用する電力量をいい，その単位は1キロワット時とし，その端数は小数点以下第1位で切り上げいたします。第1段階料金適用電力量をこえる電力量には，第2段階料金を適用いたします。

ハ　省エネ割引適用区分の日割計算

$$\text{省エネ割引適用電力量} = [\text{契約電力} \times 50]\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

ただし，$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$は小数点以下第3位で切り捨ていたします。

なお，省エネ割引適用電力量とは，省エネ割引を適用する基準となる電力量をいい，その単位は1キロワット時とし，その端数は小数点以下第1位で切り上げいたします。

ニ　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

再生可能エネルギー発電促進賦課金は，料金の算定期間における使用電力量により算定いたします。

(2) 電気の供給を開始し，または供給契約が終了した場合の(1)イからハにいう暦日数は，次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

電気の供給を開始した日が含まれる計量期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数といたします。

ロ　供給契約が終了した場合

供給契約が終了した日の前日が含まれる計量期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数といたします。

(3) 供給約款19（使用電力量の算定）(5)の場合における，電気の供給を開始し，または供給契約が終了したときの(1)イからハにいう暦日数については，(2)の規程に準ずるものといたします。

電気契約種別定義書

つるでん動力プランＬ

九州電力エリア【低圧】

2026 年 11 月 1 日実施

鶴原液化ガス株式会社

目次

1　適用 1
2　実施期日 1
3　本定義書の変更 1
4　定義 1
5　単位および端数処理 1
6　電力需要 1
7　日割計算 3
8　その他 3
附則 4
別表 5

1　適用

(1) この電気契約種別定義書（以下「本定義書」といいます。）は，当社の電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）にもとづき，お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して，小売電気事業者が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。

(2) 本定義書は，次の地域に適用します。ただし，電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島には適用いたしません。

供給区域	適用地域
九州電力送配電株式会社	福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，宮崎県および鹿児島県

2　実施期日

本定義書は，2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

3　本定義書の変更

(1) 当社は，本定義書を変更する場合には，供給約款 2（本約款等の変更）の定めに準じます。

(2) 当社は，本定義書を廃止することがあります。この場合，当社はあらかじめ，当社ホームページに廃止する旨および廃止日を掲載いたします。

(3) 本定義書の廃止にともなうお客さまへの説明および通知の方法については，供給約款 38（供給契約の変更）(2)の定めに準じます。

4　定義

供給約款 3（定義）に定義される言葉は，本定義書においても同様の意味で使用いたします。

5　単位および端数処理

供給約款 4（単位および端数処理）に定める単位および端数処理は，本定義書においても同様といたします。

6　電力需要

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ　契約電力が原則として 50 キロワット未満であること

ロ　1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合は，契約電流（この場合，10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること

ただし，1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が，技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当該一般送配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえないと当該一般送配電事業者が認めた場合には，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとなることがあります。

(3) 契約電力

イ　契約電力は，原則として，契約主開閉器の定格電流にもとづき，供給約款別表 2（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。ただし，契約主開閉器で契約電力を定めることが適切ではないと当社が認める場合に限り，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，1 年間を通じての最大の負荷，使用状況および同種の契約を締結している他のお客さまの負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めることができるものとします。

ロ　電気の使用実態に応じ，イで定めた契約電力が不適切と当社が認める場合においては，当社はその理由を事前に通知の上，契約電力を変更することができるものとします。

(4) 料金

料金は，基本料金，電力量料金，別表 1（燃料費調整）(1)によって算定された燃料費調整額および供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から，ハ（省エネ割引）によって算定された省エネ割引額を差し引いたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,104 円 45 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の季節別の使用電力量によって算定いたします。

使用電力量		夏季料金	その他季料金
第 1 段階料金	最初の[契約電力×150]キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 35 銭	15 円 66 銭
第 2 段階料金	[契約電力×150]キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	20 円 04 銭	20 円 04 銭

ハ　省エネ割引

省エネ割引額は，その１月の使用電力量が契約電力１キロワットあたり 150 キロワット時以下である場合に，次により算定いたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の省エネ割引額は，契約電力が１キロワットの場合の省エネ割引額の半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	34 円 10 銭

(5) その他

契約主開閉器を無断で取り外し，または交換する行為その他これらに類する行為や，変圧器，発電設備等を介して電灯または小型機器を使用する行為があった場合には，不正利用として取り扱い，供給契約を解約することがあります。この場合，供給約款 33（違約金）に定める違約金をお客さまにお支払いいただきます。

7　日割計算

(1) 当社は，供給約款 20（料金の算定）(1)イまたはロの場合は，供給約款 21（日割計算）にかかわらず，次により料金を算定いたします。

イ　基本料金は，別表２（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算いたします。

ロ　電力量料金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。ただし，電力量区分については，別表２（日割計算の基本算式）(1)ロにより算定いたします。

ハ　省エネ割引は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。ただし，省エネ割引適用区分については，別表 2（日割計算の基本算式）(1)ハにより日割計算いたします。

ニ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表２（日割計算の基本算式）(1)ニにより算定いたします。

(2) 供給約款 20（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日を含み，終了日を除きます。

8　その他

その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

附則

1　制度対応項の経過措置

別表１（燃料費調整）(4)に定める制度対応項は，2027 年３月分の料金に係る計量期間等までは，0 円といたします。なお，2027 年４月分の料金に係る計量期間等以降については，燃料費調整単価の内訳として，当社ホームページに掲載いたします。

2　本定義書の実施にともなう切替措置

2026 年 10 月 31 日以前から電気の供給が継続している場合，2026 年 11 月分の料金の算定に適用する料金率は，6（電力需要）(4)の定めにかかわらず，次のとおりといたします。

(1) 基本料金

契約電力１キロワットにつき	972 円 07 銭

(2) 電力量料金

使用電力量		夏季料金	その他季料金
第１段階料金	最初の[契約電力×150]キロワット時までの１キロワット時につき	17 円 40 銭	15 円 71 銭
第２段階料金	[契約電力×150]キロワット時をこえる１キロワット時につき	20 円 09 銭	20 円 09 銭

(3) 省エネ割引

契約電力１キロワットにつき	34 円 10 銭

別表

1　燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

燃料費調整額は，その 1 月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は，(3)の燃料費調整項，(4)の制度対応項，(5)の離島ユニバーサルサービス調整項の合計といたします。なお，燃料費調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(3) 燃料費調整項

イ　燃料費調整項の算定

(ｲ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α，β，γは，次のとおりといたします。

供給区域	α	β	γ
九州電力送配電株式会社	0.0053	0.1861	1.0757

なお，各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は，1 円とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 基準燃料価格

基準燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	基準燃料価格
九州電力送配電株式会社	27,400 円

(ﾊ) 燃料費調整項の算式

燃料費調整項は，次の算式によって算定された値といたします。なお，燃料費調整項の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整項} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの基準単価}}{1{,}000}$$

(ニ) 燃料費調整項の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整項は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整項適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整項適用期間は，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整項適用期間
毎年１月１日から３月 31 日までの期間	その年の６月分の料金に係る計量期間等
毎年２月１日から４月 30 日までの期間	その年の７月分の料金に係る計量期間等
毎年３月１日から５月 31 日までの期間	その年の８月分の料金に係る計量期間等
毎年４月１日から６月 30 日までの期間	その年の９月分の料金に係る計量期間等
毎年５月１日から７月 31 日までの期間	その年の 10 月分の料金に係る計量期間等
毎年６月１日から８月 31 日までの期間	その年の 11 月分の料金に係る計量期間等
毎年７月１日から９月 30 日までの期間	その年の 12 月分の料金に係る計量期間等
毎年８月１日から 10 月 31 日までの期間	翌年の１月分の料金に係る計量期間等
毎年９月１日から 11 月 30 日までの期間	翌年の２月分の料金に係る計量期間等
毎年 10 月１日から 12 月 31 日までの期間	翌年の３月分の料金に係る計量期間等
毎年 11 月１日から翌年の１月 31 日までの期間	翌年の４月分の料金に係る計量期間等
毎年 12 月１日から翌年の２月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月 29 日までの期間）	翌年の５月分の料金に係る計量期間等

ロ 基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

供給区域	単位	基準単価
九州電力送配電株式会社	１キロワット時につき	13 銭６厘

(4) 制度対応項

制度対応項は，当社が負担する次の費用を踏まえて，当社が定める値といたします。

イ 電力広域的運営推進機関の定款の定めにより，小売電気事業者に納入が求められる，容量市場（入札の実施により，将来の一定期間における電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力を確実に提供することを約する電気供給事業者を募集するための仕組みをいいます。）における供給力の確保に係る拠出金

ロ エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第５条およびエネルギー源の環境適合利用に関する電気事業者の判断の基準を定める告示に対応するための費用

(5) 離島ユニバーサルサービス調整項

イ　離島ユニバーサルサービス調整項の算定

(ｲ) 離島平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。なお，離島平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α，β，γは，次のとおりといたします。

供給区域	α	β	γ
九州電力送配電株式会社	1.0000	0.0000	0.0000

なお，各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 離島基準燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島基準燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	離島基準燃料価格
九州電力送配電株式会社	79,300 円

(ﾊ) 離島調整上限燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	離島調整上限燃料価格
九州電力送配電株式会社	119,000 円

(ﾆ) 離島ユニバーサルサービス調整項の算式

離島ユニバーサルサービス調整項は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島ユニバーサルサービス調整項の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

a　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整項

$$= (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

b　1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合

離島ユニバーサルサービス調整項

$$= (\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

(ホ) 離島ユニバーサルサービス調整項の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整項は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整項適用期間に使用される電気に適用いたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整項適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月分の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月分の料金に係る計量期間等

ロ　離島基準単価

離島基準単価は，離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

供給区域	単位	離島基準単価
九州電力送配電株式会社	1キロワット時につき	3厘

(6) 燃料費調整単価の公表

当社は，(2)によって算定された燃料費調整単価，(3)によって算定された平均燃料価格および燃料費調整項，(4)によって算定された制度対応項，(5)によって算定された離島平均燃料価格および離島ユニバーサルサービス調整項を，当社ホームページに掲載いたします。

2　日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。

イ　基本料金の日割計算

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

ロ　電力量料金の日割計算

$$\text{第1段階料金適用電力量} = [\text{契約電力} \times 150]\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

ただし，$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$は小数点以下第3位で切り捨ていたします。

なお，第1段階料金適用電力量とは，使用電力量のうち，第1段階料金を適用する電力量をいい，その単位は1キロワット時とし，その端数は小数点以下第1位で切り上げいたします。第1段階料金適用電力量をこえる電力量には，第2段階料金を適用いたします。

ハ　省エネ割引適用区分の日割計算

$$\text{省エネ割引適用電力量} = [\text{契約電力} \times 150]\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

ただし，$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$は小数点以下第3位で切り捨ていたします。

なお，省エネ割引適用電力量とは，省エネ割引を適用する基準となる電力量をいい，その単位は1キロワット時とし，その端数は小数点以下第1位で切り上げいたします。

ニ　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

再生可能エネルギー発電促進賦課金は，料金の算定期間における使用電力量により算定いたします。

(2) 電気の供給を開始し，または供給契約が終了した場合の(1)イからハにいう暦日数は，次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

電気の供給を開始した日が含まれる計量期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数といたします。

ロ　供給契約が終了した場合

供給契約が終了した日の前日が含まれる計量期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数といたします。

(3) 供給約款19（使用電力量の算定）(5)の場合における，電気の供給を開始し，または供給契約が終了したときの(1)イからハにいう暦日数については，(2)の規程に準ずるものといたします。

電気契約種別定義書

実質再エネ動力プランＬ

九州電力エリア【低圧】

2026 年 11 月 1 日実施

鶴原液化ガス株式会社

目次

1　適用 1
2　実施期日 1
3　本定義書の変更 1
4　定義 1
5　単位および端数処理 1
6　環境価値の提供 1
7　電源構成 2
8　電力需要 2
9　日割計算 3
10　その他 4
附則 5
別表 6

1　適用

(1) この電気契約種別定義書（以下「本定義書」といいます。）は，当社の電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）にもとづき，お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して，小売電気事業者が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。

(2) 本定義書は，次の地域に適用します。ただし，電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島には適用いたしません。

供給区域	適用地域
九州電力送配電株式会社	福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，宮崎県および鹿児島県

2　実施期日

本定義書は，2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

3　本定義書の変更

(1) 当社は，本定義書を変更する場合には，供給約款 2（本約款等の変更）の定めに準じます。

(2) 当社は，本定義書を廃止することがあります。この場合，当社はあらかじめ，当社ホームページに廃止する旨および廃止日を掲載いたします。

(3) 本定義書の廃止にともなうお客さまへの説明および通知の方法については，供給約款 38（供給契約の変更）(2)の定めに準じます。

4　定義

供給約款 3（定義）に定義される言葉は，本定義書においても同様の意味で使用いたします。また，次の言葉は，本定義書においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 環境価値

お客さまが使用される電気の二酸化炭素排出量を零とする価値をいいます。

(2) 非化石証書

再生可能エネルギーその他の非化石電源に由来する環境価値を証書化したものをいいます。

5　単位および端数処理

供給約款 4（単位および端数処理）に定める単位および端数処理は，本定義書においても同様といたします。

6　環境価値の提供

当社は，供給約款 19（使用電力量の算定）(1)にもとづくお客さまの使用電力量に応じて，再生可能エネルギー由来の非化石証書が有する環境価値を付加することにより，当該電気の二酸化炭素排出量を零といたします。

7　電源構成

当社は，供給する電気の電源構成および非化石証書の使用状況を，当社ホームページに掲載する方法によりお客さまにお知らせいたします。

8　電力需要

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ　契約電力が原則として 50 キロワット未満であること

ロ　1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合は，契約電流（この場合，10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること

ただし，1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が，技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当該一般送配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえないと当該一般送配電事業者が認めた場合には，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとなることがあります。

(3) 契約電力

イ　契約電力は，原則として，契約主開閉器の定格電流にもとづき，供給約款別表 2（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。ただし，契約主開閉器で契約電力を定めることが適切ではないと当社が認める場合に限り，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，1 年間を通じての最大の負荷，使用状況および同種の契約を締結している他のお客さまの負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めることができるものとします。

ロ　電気の使用実態に応じ，イで定めた契約電力が不適切と当社が認める場合においては，当社はその理由を事前に通知の上，契約電力を変更することができるものとします。

(4) 料金

料金は，基本料金，電力量料金，別表 1（燃料費調整）(1)によって算定された燃料費調整額および供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から，ハ（省エネ割引）によって算定された省エネ割引額を差し引いたものとといたします。

イ　基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,104 円 45 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の季節別の使用電力量によって算定いたします。

使用電力量		夏季料金	その他季料金
第 1 段階料金	最初の[契約電力×150]キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 85 銭	17 円 16 銭
第 2 段階料金	[契約電力×150]キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21 円 54 銭	21 円 54 銭

ハ　省エネ割引

省エネ割引額は，その 1 月の使用電力量が契約電力 1 キロワットあたり 150 キロワット時以下である場合に，次により算定いたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の省エネ割引額は，契約電力が 1 キロワットの場合の省エネ割引額の半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	34 円 10 銭

(5) その他

契約主開閉器を無断で取り外し，または交換する行為その他これらに類する行為や，変圧器，発電設備等を介して電灯または小型機器を使用する行為があった場合には，不正利用として取り扱い，供給契約を解約することがあります。この場合，供給約款 33（違約金）に定める違約金をお客さまにお支払いいただきます。

9　日割計算

(1) 当社は，供給約款 20（料金の算定）(1)イまたはロの場合は，供給約款 21（日割計算）にかかわらず，次により料金を算定いたします。

イ　基本料金は，別表 2（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算いたします。

ロ　電力量料金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。ただし，電力量区分については，別表 2（日割計算の基本算式）(1)ロにより算定いたします。

ハ　省エネ割引は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。ただし，省エネ割引適用区分については，別表 2（日割計算の基本算式）(1)ハにより日割計算いたします。

ニ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 2（日割計算の基本算式）(1)ニにより算定いたします。

(2) 供給約款 20（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日を含み，終了日を除きます。

10　その他

その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

附則

1　制度対応項の経過措置

別表１（燃料費調整）(4)に定める制度対応項は，2027 年３月分の料金に係る計量期間等までは，０円といたします。なお，2027 年４月分の料金に係る計量期間等以降については，燃料費調整単価の内訳として，当社ホームページに掲載いたします。

2　本定義書の実施にともなう切替措置

2026 年 10 月 31 日以前から電気の供給が継続している場合，2026 年 11 月分の料金の算定に適用する料金率は，８（電力需要）(4)の定めにかかわらず，次のとおりといたします。

(1) 基本料金

契約電力１キロワットにつき	972 円 07 銭

(2) 電力量料金

使用電力量		夏季料金	その他季料金
第１段階料金	最初の[契約電力×150]キロワット時までの１キロワット時につき	18 円 90 銭	17 円 21 銭
第２段階料金	[契約電力×150]キロワット時をこえる１キロワット時につき	21 円 59 銭	21 円 59 銭

(3) 省エネ割引

契約電力１キロワットにつき	34 円 10 銭

別表

1　燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

燃料費調整額は，その 1 月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は，(3)の燃料費調整項，(4)の制度対応項，(5)の離島ユニバーサルサービス調整項の合計といたします。なお，燃料費調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(3) 燃料費調整項

イ　燃料費調整項の算定

(ｲ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α，β，γは，次のとおりといたします。

供給区域	α	β	γ
九州電力送配電株式会社	0.0053	0.1861	1.0757

なお，各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は，1 円とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 基準燃料価格

基準燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	基準燃料価格
九州電力送配電株式会社	27,400 円

(ﾊ) 燃料費調整項の算式

燃料費調整項は，次の算式によって算定された値といたします。なお，燃料費調整項の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$燃料費調整項 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) \times \frac{ロの基準単価}{1{,}000}$$

(ニ) 燃料費調整項の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整項は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整項適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整項適用期間は，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整項適用期間
毎年１月１日から３月 31 日までの期間	その年の６月分の料金に係る計量期間等
毎年２月１日から４月 30 日までの期間	その年の７月分の料金に係る計量期間等
毎年３月１日から５月 31 日までの期間	その年の８月分の料金に係る計量期間等
毎年４月１日から６月 30 日までの期間	その年の９月分の料金に係る計量期間等
毎年５月１日から７月 31 日までの期間	その年の 10 月分の料金に係る計量期間等
毎年６月１日から８月 31 日までの期間	その年の 11 月分の料金に係る計量期間等
毎年７月１日から９月 30 日までの期間	その年の 12 月分の料金に係る計量期間等
毎年８月１日から 10 月 31 日までの期間	翌年の１月分の料金に係る計量期間等
毎年９月１日から 11 月 30 日までの期間	翌年の２月分の料金に係る計量期間等
毎年 10 月１日から 12 月 31 日までの期間	翌年の３月分の料金に係る計量期間等
毎年 11 月１日から翌年の１月 31 日までの期間	翌年の４月分の料金に係る計量期間等
毎年 12 月１日から翌年の２月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月 29 日までの期間）	翌年の５月分の料金に係る計量期間等

ロ 基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

供給区域	単位	基準単価
九州電力送配電株式会社	１キロワット時につき	13 銭６厘

(4) 制度対応項

制度対応項は，当社が負担する次の費用を踏まえて，当社が定める値といたします。

イ 電力広域的運営推進機関の定款の定めにより，小売電気事業者に納入が求められる，容量市場（入札の実施により，将来の一定期間における電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力を確実に提供することを約する電気供給事業者を募集するための仕組みをいいます。）における供給力の確保に係る拠出金

ロ エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第５条およびエネルギー源の環境適合利用に関する電気事業者の判断の基準を定める告示に対応するための費用

(5) 離島ユニバーサルサービス調整項

イ　離島ユニバーサルサービス調整項の算定

(ｲ) 離島平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。なお，離島平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α，β，γは，次のとおりといたします。

供給区域	α	β	γ
九州電力送配電株式会社	1.0000	0.0000	0.0000

なお，各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 離島基準燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島基準燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	離島基準燃料価格
九州電力送配電株式会社	79,300 円

(ﾊ) 離島調整上限燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	離島調整上限燃料価格
九州電力送配電株式会社	119,000 円

(ﾆ) 離島ユニバーサルサービス調整項の算式

離島ユニバーサルサービス調整項は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島ユニバーサルサービス調整項の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

a　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整項

$$= (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

b　1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合

離島ユニバーサルサービス調整項

$$= (\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

(ホ) 離島ユニバーサルサービス調整項の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整項は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整項適用期間に使用される電気に適用いたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整項適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月分の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月分の料金に係る計量期間等

ロ　離島基準単価

離島基準単価は，離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

供給区域	単位	離島基準単価
九州電力送配電株式会社	1キロワット時につき	3厘

(6) 燃料費調整単価の公表

当社は，(2)によって算定された燃料費調整単価，(3)によって算定された平均燃料価格および燃料費調整項，(4)によって算定された制度対応項，(5)によって算定された離島平均燃料価格および離島ユニバーサルサービス調整項を，当社ホームページに掲載いたします。

2　日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。

イ　基本料金の日割計算

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

ロ　電力量料金の日割計算

$$\text{第1段階料金適用電力量} = [\text{契約電力} \times 150]\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

ただし，$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$は小数点以下第3位で切り捨ていたします。

なお，第1段階料金適用電力量とは，使用電力量のうち，第1段階料金を適用する電力量をいい，その単位は1キロワット時とし，その端数は小数点以下第1位で切り上げいたします。第1段階料金適用電力量をこえる電力量には，第2段階料金を適用いたします。

ハ　省エネ割引適用区分の日割計算

$$\text{省エネ割引適用電力量} = [\text{契約電力} \times 150]\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

ただし，$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$は小数点以下第3位で切り捨ていたします。

なお，省エネ割引適用電力量とは，省エネ割引を適用する基準となる電力量をいい，その単位は1キロワット時とし，その端数は小数点以下第1位で切り上げいたします。

ニ　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

再生可能エネルギー発電促進賦課金は，料金の算定期間における使用電力量により算定いたします。

(2) 電気の供給を開始し，または供給契約が終了した場合の(1)イからハにいう暦日数は，次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

電気の供給を開始した日が含まれる計量期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数といたします。

ロ　供給契約が終了した場合

供給契約が終了した日の前日が含まれる計量期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数といたします。

(3) 供給約款19（使用電力量の算定）(5)の場合における，電気の供給を開始し，または供給契約が終了したときの(1)イからハにいう暦日数については，(2)の規程に準ずるものといたします。